



業 務 概 要

令和5年度版

(令和4年度実績)

香川県子ども女性相談センター

香川県西部子ども相談センター

はじめに

香川県子ども女性相談センターの業務につきましては、児童相談部門・女性相談部門のいずれにおきましても、日頃から関係機関・関係団体の皆様を始め、多くの方々に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

児童相談部門では、県内 2 つの児童相談所として、子どもに関わるあらゆる相談を受けています。特に児童虐待対応におきましては、日々職員は「児童の最善の利益」は何かを考え、子どもの安心・安全を確保しながら将来にわたる子どもの福祉について、子ども、保護者や関係機関の方々と協議を重ねながら、知恵を出し合って対応を行っているところです。児童相談と女性相談の連携も、以前より密になってきました。また、非行相談等については近年相談件数が減少していましたが、今年度になって実感としては少しずつ相談が増加していると感じており、その内容も以前とは変化していて、より深刻なものが見受けられます。

このような中、最近の取組みとしましては、児童相談所部門では、令和 4 年度に一時保護所において第三者評価の受審を行い、外部の目を入れることで自らの支援の質を向上させる取組みを行いました。また、民間事業者の御協力のもと、一時保護所に「アドボケイト」を導入し、子どもの意見表明権への支援について取組みを始めているところです。

また、女性相談部門では、令和 6 年 4 月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を如何に実のあるものにするか、今年度中に策定される県の基本計画の進捗状況を見ながら検討しているところです。利用する女性の方が安心できる体制を県内の様々な機関の御協力をいただきつつ、整えていきたいと考えています。

どちらの分野におきましても、法改正によって適切な役割分担を行い、市町の方々とスムーズに連携することが今後益々必要となって参ります。香川県全体の児童福祉、女性福祉のレベルを上げるために私たちにできることは何かを考えつつ、職員個人のスキルアップを図ることは勿論ですが、市町あるいは社会的養育の社会資源の一つとして子どもや女性の福祉を支えていただいている皆様方とともに、同じ方向を向いて進んでいきたいと考えています。

私たちの仕事には特に対人援助技術が求められます。24 時間対応が必須とされる厳しい職場ではありますが、職員のスキルアップにはある程度の実践経験が必要で、今の勤務実態がそれを妨げるものになってはいけません。関わる方々の安心、安全を守るためには、職員自らがまずは長期で働ける環境でないと実現しにくいわけで、その部分は当センターの大きな課題かと自認しています。関わる子どもや女性の笑顔が少しでも増えるように、前向きに取り組める職場環境作りが大切と感じます。

この業務概要は令和 4 年度の相談活動等の状況を取りまとめたものです。子どもや女性の福祉に関わる皆様に御報告させていただくと共に、御活用いただき、今後の連携の一助となれば幸いです。

令和 5 年 1 0 月

香川県子ども女性相談センター所長 有岡 光子
香川県西部子ども相談センター所長 岸本 智成

目 次

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革.....	1
2 所管区域図.....	4
3 組織及び職員配置状況.....	5
(1) 組織.....	5
(2) 職員配置状況.....	6

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務.....	7
(1) 業務内容.....	7
(2) 相談内容.....	8
(3) 業務系統図.....	9
(4) 関係機関との連携.....	10
2 相談受付の現況.....	11
(1) 相談件数の状況.....	11
(2) 相談種類別の状況.....	12
(3) 相談経路の状況.....	13
(4) 地域別相談受付状況.....	14
(5) 年齢別相談受付状況.....	17
(6) 巡回相談の受付状況.....	19
(7) メール相談の状況.....	19
3 調査・診断・指導等の現況.....	20
(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況.....	20
(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況.....	21
4 判定の現況.....	22
(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況.....	23
(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況.....	24
(3) 心理療法事例検討委員会.....	25
(4) 児童福祉施設心理士との合同研修会.....	25

5	対応の現況.....	26
	(1) 過去5年間の対応状況.....	26
	(2) 相談種類別対応状況.....	27
	(3) 児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況.....	29
	(4) 養護相談の発生要因と対応状況.....	30
	(5) 児童虐待相談の状況.....	31
6	一時保護の現況.....	36
	(1) 一時保護児童の推移.....	36
	(2) 一時保護実施状況.....	37
7	閉庁時の電話対応及び処理状況.....	40
8	里親・里子の現況.....	41
	(1) 里親登録の状況.....	41
	(2) 里親委託の状況.....	41
	(3) 週末ファミリー事業.....	42
	(4) 里親制度普及促進事業.....	42
	(5) 里親委託推進・支援等事業.....	43
	(6) 香川県里親会事務局業務.....	44
9	特別事業の現況.....	45
	(1) ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業.....	45
	(2) 児童虐待防止相談機能強化事業.....	45
10	家庭支援相談事業等の現況.....	47
	(1) 家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業.....	47
	(2) 嘱託弁護士相談.....	48
	(3) 児童家庭専門家相談.....	48
	(4) 児童養護施設等援助困難事例検討会.....	48
11	児童虐待問題対策.....	49
	(1) 市町要保護児童対策地域協議会.....	49
	(2) 児童虐待事例検討会.....	49
	(3) 保護者カウンセリング事業.....	49
	(4) 保護者等指導・支援事業.....	49
12	香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催.....	50
13	関係機関との連携.....	50
	(1) 警察と児童相談所の情報交換会.....	50
	(2) 教育委員会と児童相談所の情報交換会.....	51
	(3) 児童虐待事件等に関する司法機関との連携.....	51
	(4) 見学研修の受入.....	52

14	職員研修の状況	52
15	地域連携支援室の現況	53
	(1) 事案送致・指導措置委託の状況	53
	(2) 義務研修の実施状況	54
	(3) 地域連携支援室主催の研修の実施状況	54
	(4) 研修会講師助言者派遣状況	55
	(5) アウトリーチ型市町支援状況	57
	(6) 施設連絡会開催の状況	57
	(7) 実習生の受入れ状況	57
	(8) 児童福祉施設等指導監査補助の状況	58

第3 女性相談の概要・業務実績

1	業務の内容	59
	(1) 相談	59
	(2) 調査、判定及び心理的援助	59
	(3) 一時保護	59
	(4) 婦人保護施設「玉藻寮」	59
	(5) アフターケア	59
	(6) 啓発活動	59
	(7) 自立支援及び関係機関との連絡調整	59
	(8) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能	59
2	女性相談員等の配置状況	60
3	女性保護事業の経路	61
4	相談事業の現況	62
	(1) 受付状況	62
	(2) 対応状況	64
	(3) 外国人からの相談受付件数	64
	(4) 「女性のための法律相談」実施状況	65
	(5) 研修会実施状況	66
	(6) 普及啓発活動	67
5	保護事業の現況	68
	(1) 入所者相談数	68
	(2) 一時保護の状況	68
	(3) 婦人保護施設「玉藻寮」の状況	70

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況.....	72
(5) 要支援女性に対する健康教育.....	72
6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況.....	73
(1) 受付状況.....	73
(2) 保護命令.....	74
(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況.....	74
7 女性保護事業後援団体.....	77
(1) 活動状況.....	77

※各統計データについては、四捨五入の関係上、内訳の合計が全体（100%）と一致しない場合があります。

香川県子ども女性相談センター

第1 子ども女性相談センターの概要

1 沿革

(1) 児童相談部門

年月日	経 過
昭和 22. 12. 12	児童福祉法（法律第 164 号）公布。
23. 4. 1	香川県児童相談所設置条例（条例第 26 号） 香川県中央児童相談所の仮事務所を高松市西の丸町の県公会堂に開設（C級）。 児童一時保護所を讃岐学園内に設置。地方児童相談所を丸亀市南条町鶏鳴学館内に開設（D級）。
23. 12. 10	中央児童相談所を県立高松高等学校に移転、分所を小豆地方事務所内に一時的に設置。
24. 8. 20	新庁舎完成により高松市中野町 233 番地に、児童一時保護所を移転。
24. 8. 22	上記庁舎に中央児童相談所を移転。
26. 5. 10	地方児童相談所を丸亀市一番丁（旧練兵場跡）の新庁舎に移転。 地方児童相談所に一時保護所を増築し開設。
27. 4. 1	香川県児童相談所設置条例の改正により、中央児童相談所を香川県児童相談所とし、地方児童相談所を廃し、丸亀支所とする。
27. 5. 30	丸亀支所の一時保護所を閉鎖。
28. 10. 1	丸亀支所を新築し、丸亀市大手町に移転。
33. 11. 1	児童相談所を新築するため、高松市六番丁 1-20 の仮事務所に移転。 なお、一時保護所は斯道学園女子寮に仮住。
34. 4. 21	丸亀支所を丸亀市公民館内に移転。
35. 7. 10	高松市西浜新町 373-1 に新庁舎、一時保護所完工（所在地、現旧館鉄筋コンクリート 2 階建 396.69 m ² 、一時保護所、鉄筋ブロック平屋建 230.61 m ² ）。
35. 10. 1	B 級児童相談所として新発足、同時に丸亀支所を廃止、3 課 1 室となる（総務課、相談調査課、判定指導課、福祉司室）。
39. 4. 1	精神薄弱者更生相談所が設置され、職員は児童相談所と兼務となる。
40. 4. 1	児童相談所は 4 課制となる（総務課、相談課、判定課、一時保護課）。
46. 3. 31	新庁舎完工（鉄筋コンクリート 2 階建 496.8 m ² ）。
48. 7. 1	在宅重症心身障害児（者）訪問療育指導開始。
48. 11. 30	新庁舎 3 階部分増築（256.8 m ² ）。
49. 4. 1	療育手帳制度発足、判定交付事務開始。
49. 7. 1	親子教室（障害幼児集団療育指導）開設。
51. 6. 1	課長を補佐級とし、一時保護課を廃し総務課に含め 3 課制となる。
平成 元. 10. 15	家庭支援相談等事業（子ども・家庭 110 番）開始。
3. 4. 1	ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業開始。
5. 4. 1	次長（民生部主幹）配置、精神薄弱者更生相談所次長兼執となる。
8. 4. 1	児童虐待ケースマネジメントモデル事業開始。

平成	12. 4. 1	児童相談所と女性相談センターとが統合され、子ども女性相談センターとして発足。総務課、子ども相談課、女性・保護課、判定課の4課制となる。 心理療法事例検討委員会開設（年6回）
	12. 7. 1	Eメール相談の開設
	13. 4. 1	児童虐待の防止等についての体制を強化するため、西部子ども相談センターを丸亀市に設置。
	14. 4. 1	児童養護施設等援助困難事例検討会開設（年3回）
	16. 4. 1	子ども一時保護担当業務を女性・保護課から総務課に移管し、女性・保護課は女性課となる。
	17. 4. 1	閉庁時（休日・夜間）の電話対応職員（嘱託）を配置。
	18. 4. 1	組織改正により障害児関係業務を障害福祉相談所に移管。（次長は専任となる。）
	18.12.25	一時保護所等建築工事竣工（鉄骨造2階建964.00㎡）。
	23. 8.27	本館耐震工事のため、仮設事務所（斯道学園運動場）に移転。
	24. 2.20	本館耐震工事竣工。同月25日移転。
	25. 3.27	別館建築工事竣工（軽量鉄骨造2階建314.82㎡）
	25.11.25	旧館撤去工事竣工
	27. 4. 1	弁護士（嘱託）を配置
	29. 4. 1	斯道学園内に地域連携支援室が設置される。
	31. 4. 1	従来の子どもの相談課を廃止、児童虐待対策課及び相談支援課を設置するとともに、西部子ども相談センターに児童虐待対策課及び相談支援・判定課を設置。また、警察との連携強化のため、両児童相談所に現職警察官を配置。更に、法的対応力強化のため非常勤嘱託弁護士を4名に増員。

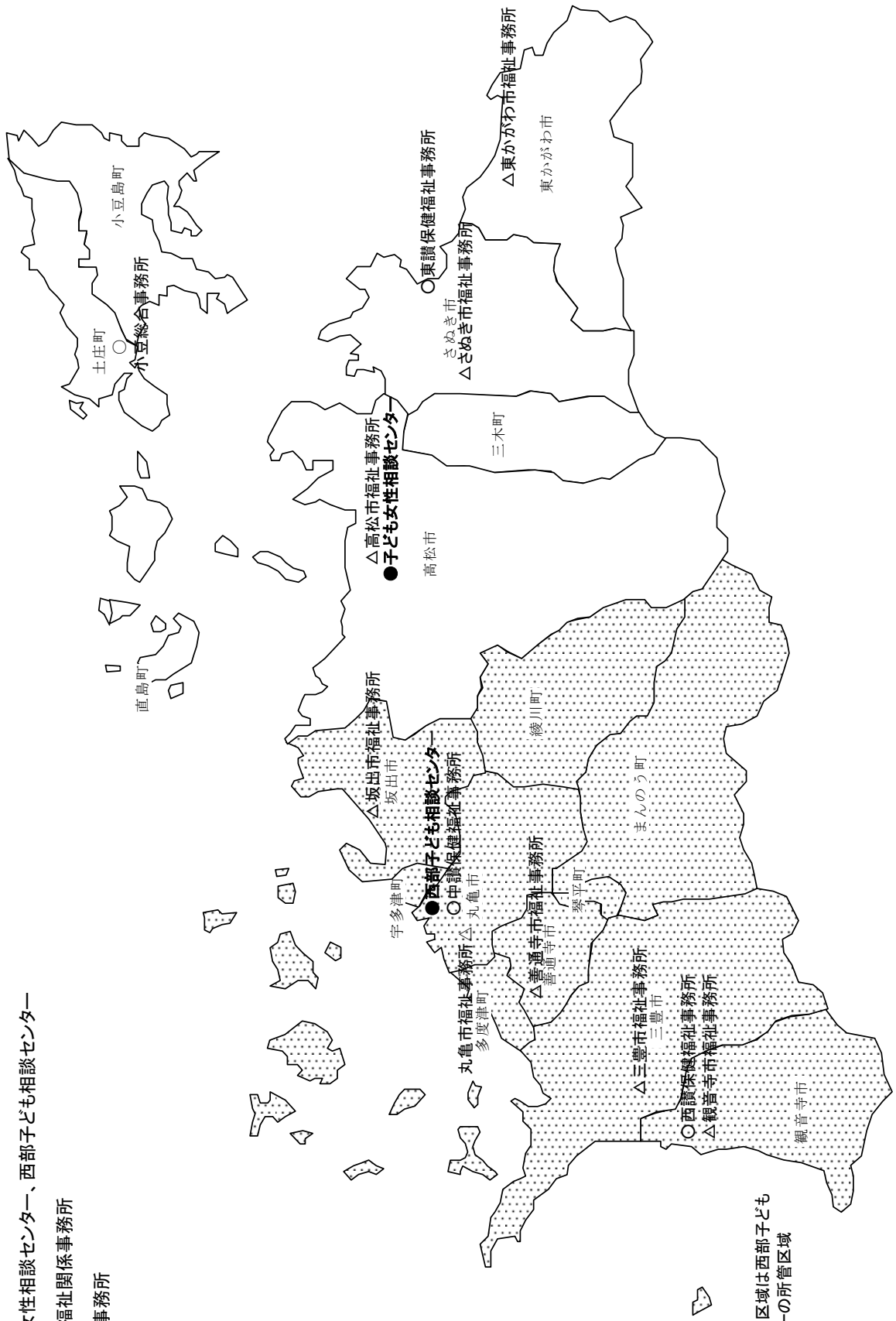
(2) 女性相談部門

年月日	経	過
昭和 31. 5.24	売春防止法公布	
31.12. 1	婦人相談員を設置	
32. 2. 1	香川県婦人保護対策連絡協議会を設置	
32. 2.25	婦人相談員讃岐地方事務所に駐在	
32. 4.13	売春防止法一部（保護更生）施行	
32. 7.16	婦人相談所を中部福祉事務所に附置	
32. 9.10	香川県売春防止対策本部設置（協議会は解散）	
32. 9.19	香川県売春防止対策推進委員を設置	
33. 3.16	高松市東浜町に相談所分室を設置（4月25日まで）	
33. 4.13	売春防止法全面施行	
33. 9.29	高松市中野町27-5に香川県婦人相談所を設置	
34. 4. 1	香川県婦人相談所竣工	
44.12. 9	香川県婦人相談所を高松市西宝町斯道学園内に移転	

昭和	46. 7. 9	香川県婦人相談所を高松市西宝町2丁目6-32 香川県児童相談所の隣接地に新築移転	
	48. 9. 25	香川県婦人福祉促進協議会発足	
平成	8. 4. 1	香川県婦人相談所を香川県女性相談センターに名称変更	
	9. 4. 1	香川県婦人福祉促進協議会の委員改編をし、香川県女性福祉促進協議会に名称変更	
	12. 4. 1	香川県女性相談センターと児童相談所が組織改正で統合され、香川県子ども女性相談センター女性・保護課として発足	
	13. 4. 13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布	
	13. 10. 13	〃	施行
	13. 12. 20	Eメール相談の開設	
	14. 4. 1	配偶者暴力相談支援センターを設置	
	〃	休日・夜間電話相談員の配置	
	16. 4. 1	組織改正により女性・保護課を女性課に改名	
	16. 6. 2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法公布	
	16. 12. 2	〃	施行
	18. 4. 1	女性のための法律相談の開始	
	19. 7. 11	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法公布	
	20. 1. 11	〃	施行
	23. 8. 27	本館耐震工事のため、仮設事務所(斯道学園運動場)に移転。	
	24. 2. 20	本館耐震工事竣工。同月25日移転。	
	25. 3. 27	別館建築工事竣工(軽量鉄骨造2階建314.82㎡)	
	25. 7. 3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法公布 ストーカー行為等の規制に関する法律の改正法公布	
	25. 7. 23	〃	一部施行
	25. 10. 3	〃	施行
25. 11. 25	旧館撤去工事竣工		
26. 4. 23	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法一部施行		
26. 6. 13	売春防止法改正		
26. 10. 1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法施行		
27. 4. 1	〃	全部施行	
		売春防止法改正施行	
令和	元. 6. 19	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法公布	
	2. 4. 1	〃	施行
	4. 5. 25	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布	
	5. 5. 19	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法公布	

2 所管区域図(全県)

- 子ども女性相談センター、西部子ども相談センター
- 県保健福祉関係事務所
- △ 市福祉事務所



注) 網掛けした区域は西部子ども相談センターの所管区域

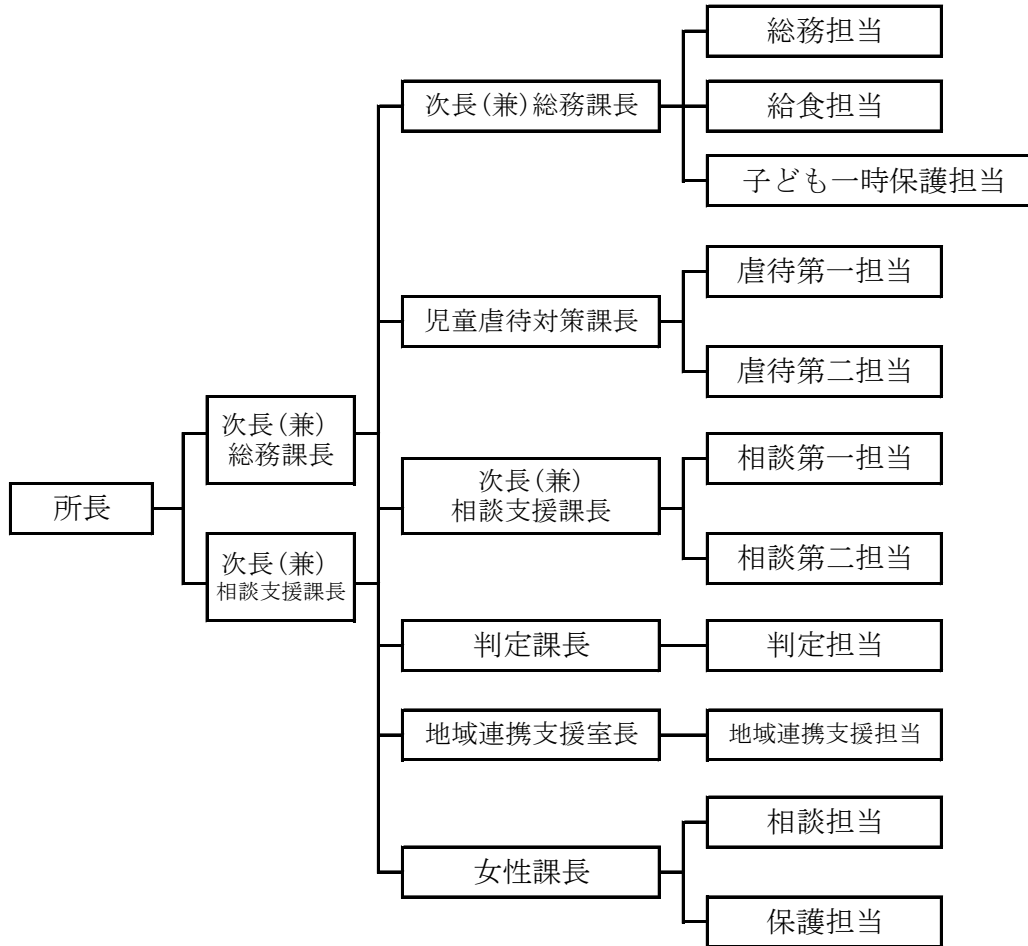
3 組織及び職員配置状況

令和5年4月1日

(1) 組織

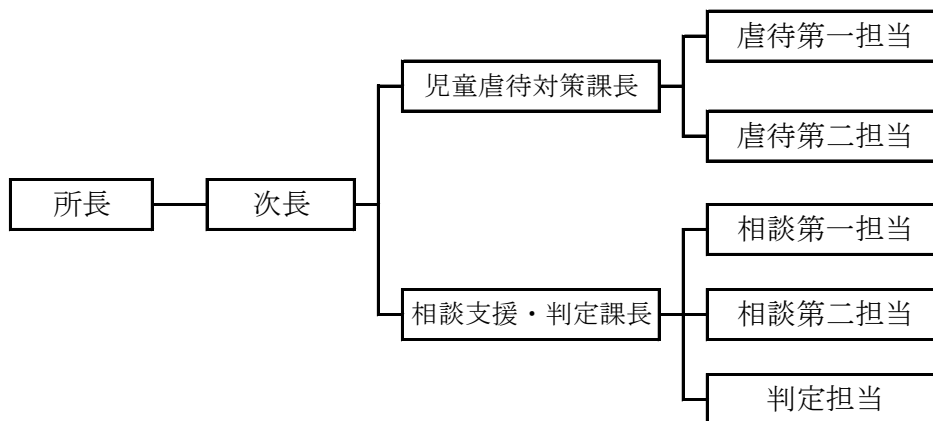
〔子ども女性相談センター〕

高松市西宝町二丁目6-32



〔西部子ども相談センター〕

丸亀市土器町東八丁目526



(2) 職員配置状況

令和5年4月1日現在

[子ども女性相談センター]

(人)

職種	社 会 福 祉	心 理 福 祉	児 童 福 祉 司	児 童 相 談 員	児 童 相 談 員 補 助	児 童 心 理 司	心 理 判 定 員	弁 護 士	医 師	警 察 官	保 育 士	教 育 員	里 親 委 託 推 進 員	児 童 指 導 員 補 助	宿 日 直 員	管 理 栄 養 士	栄 養 士	保 健 師	女 性 相 談 指 導 員	女 性 相 談 員	生 活 支 援 員	電 話 相 談 員	地 域 連 携 支 援 員	事 務 職 員	計	
所 長	1																								1	
次 長			1																						1	2
総 務 課																1									3	4
子どもハウス											7	1		1	6											15
児童虐待対策課			8	2	2			3		1								1								17
相談支援課			11		1		① 1						1												1	① 15
女 性 課	1						2											1	1	2		1				8
玉 藻 寮											1				3							2				6
判 定 課						③ 12			(1) 1																③(1) 16	
地域連携支援室			4			1																				5
計	2		24	2	3	③ 13	① 3	3	(1) 1	1	7	1	1	1	9	1		2	1	2	2	4		5	④(1) 89	
上記のうち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員			1		1	1	1	3	1				1	1	1	9				2	1	4				(1) 27

(注) ○は、育児休業取得職員再掲 () は、兼務職員再掲(当センター外勤務)

[西部子ども相談センター]

(人)

職種	社 会 福 祉	児 童 福 祉 司	児 童 相 談 員	児 童 相 談 員 補 助	児 童 心 理 司	児 童 心 理 判 定 員	弁 護 士	医 師	警 察 官	保 健 師	事 務 職 員	計
所 長	1											1
次 長											1	1
児童虐待対策課		② 11		3			1		1	1		② 17
相談支援・判定課		② 13			① 9						1	③ 23
計	1	④ 24		3	① 9		1		1	1	2	⑤ 42
上記のうち 特別職非常勤・ 会計年度任用職員		1		3	1		1					6

(注) ○は、育児休業等又は自己啓発休業取得職員再掲

兒童相談部門

第2 児童相談の概要・業務実績

1 児童相談の業務

(1) 業務内容

子ども女性相談センター・西部子ども相談センターは、児童福祉法第12条（以下「法」という。）の規定に基づいた児童福祉のための必置機関（児童相談所）であり、主として次のような業務を行っている。

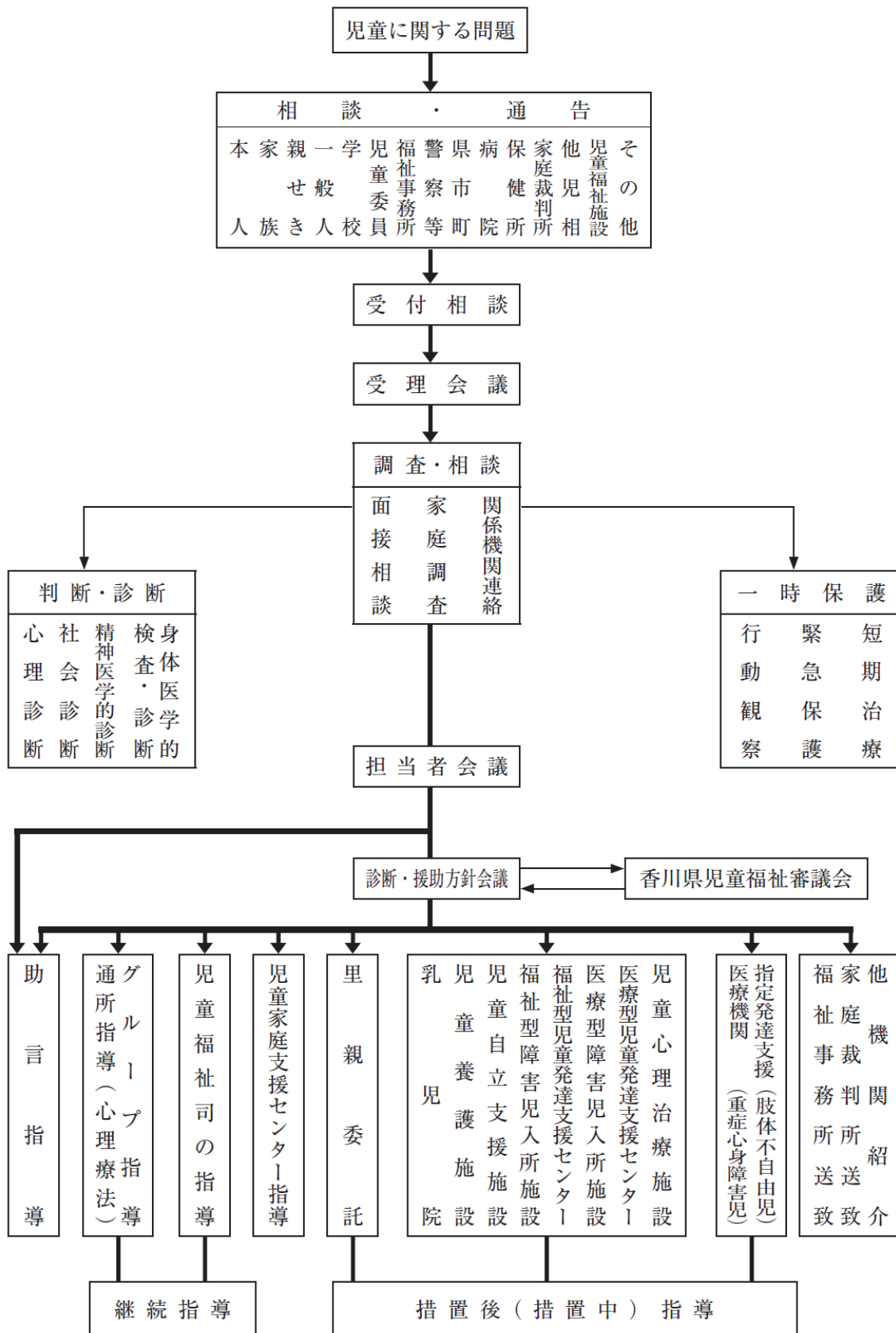
- ① 市町による児童家庭相談業務の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- ② 市町から求められた専門的な知識及び技術を必要とするものについて、技術的援助、助言及び判定を行うこと。
- ③ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ④ 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ⑤ 子ども及びその保護者につき、④の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ⑥ 子どもの一時保護を行うこと。
- ⑦ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ⑧ 子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、子どもを児童福祉施設等への入所若しくは委託すること。
- ⑨ 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対し行うこと。
- ⑩ 子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、市町における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

なお、子どもの障害に関する相談については、平成18年4月、組織改正により子ども女性相談センターの業務から独立し、障害福祉相談所が主に対応している。障害福祉相談所（児童相談部門）の相談受付状況に関しては、障害相談として、当業務概要（12ページから16ページ）に掲載している。

(2) 相談内容

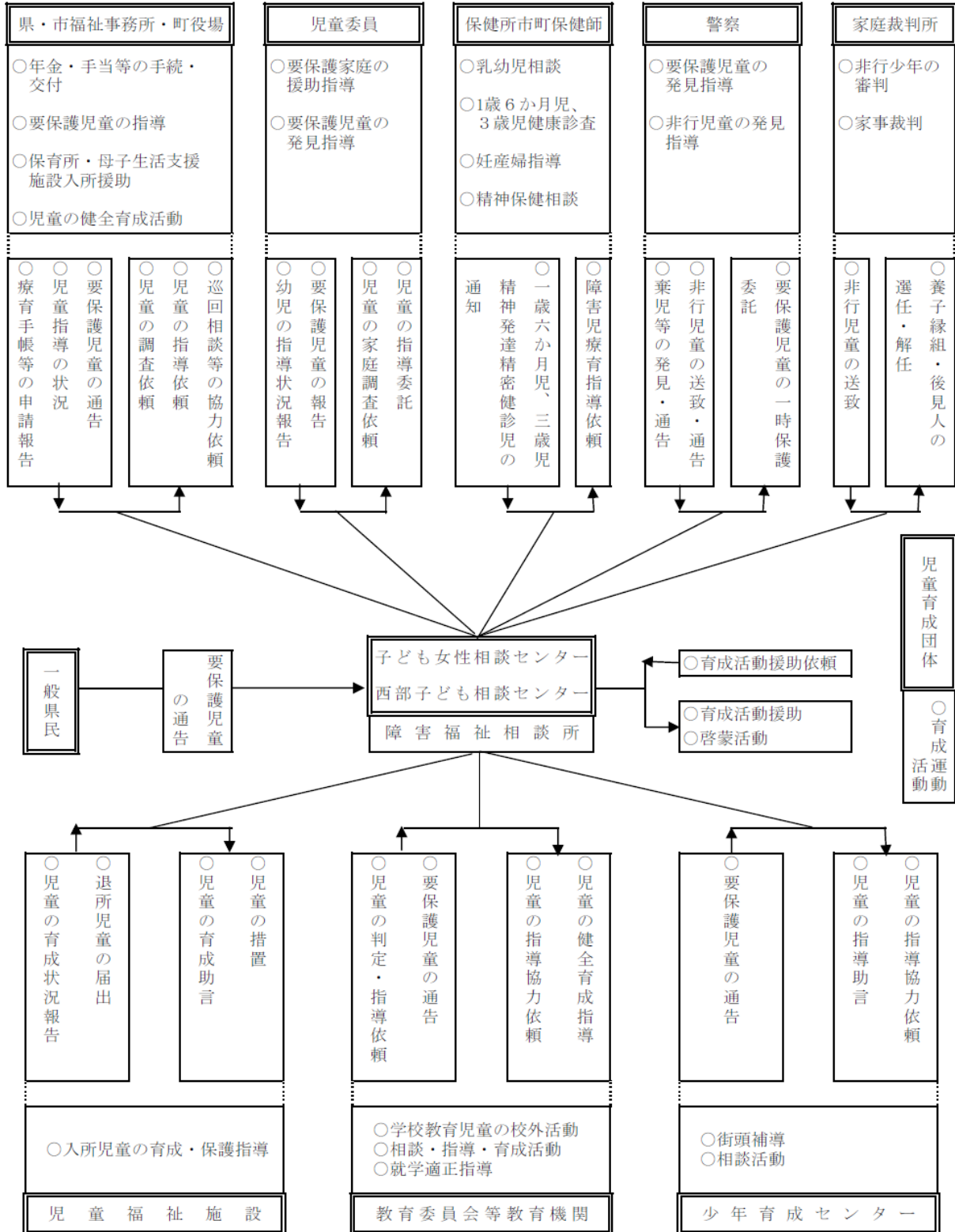
	相談種別	用語の説明
養護相談	1 養護相談（児童虐待）	虐待（身体的、ネグレクト、性的、心理的）に関する相談・通告
	2 養護相談（虐待を除く）	父母の家出、疾病、死亡、離婚による養育困難等に関する相談
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7 重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由が重複している子どもに関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10 ぐ犯行為等相談	家出・乱暴・性的逸脱行為等の問題行動があり、そのままの状態では罪を犯すおそれのある子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告があった子どもに関する相談
育成相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、不活発、家庭内暴力等性格もしくは行動上の問題をもつ子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校・幼稚園・保育所等に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談
	14 適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(3) 業務系統図



(4) 関係機関との連携

児童の成長・発達を保障し、児童の福祉を守り推進していくには、子ども女性相談センター・西部子ども相談センターと福祉、保健衛生、教育、司法等の各分野にわたる関係各機関の協力・援助などの強い連携が必要である。その関連を示したのが次の図である。



2 相談受付の現況

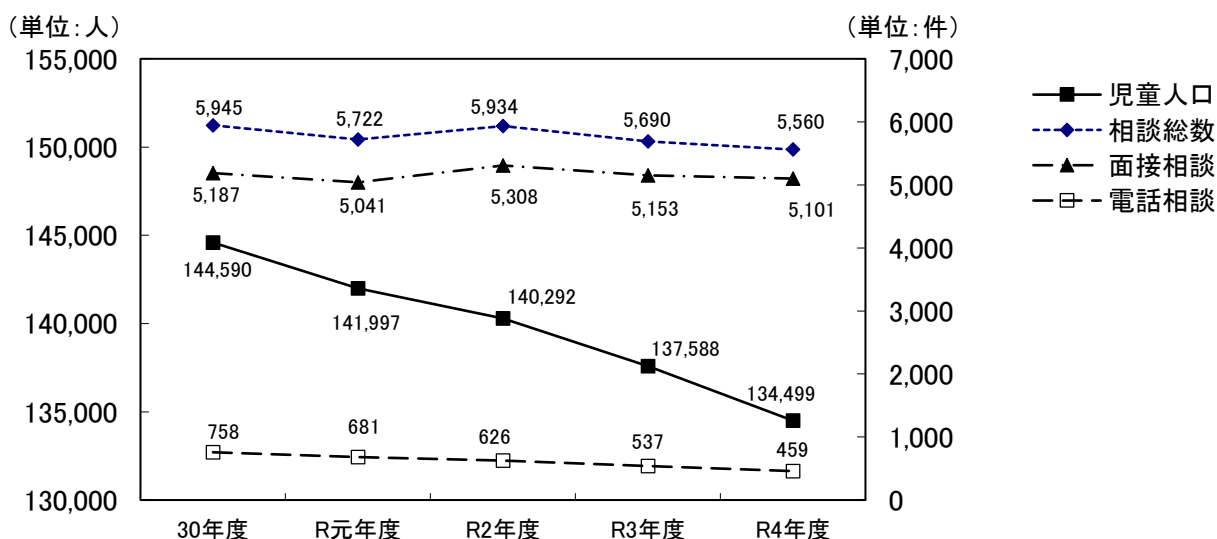
(1) 相談件数の状況

本県の児童人口は、全国的すう勢と同様に年々減少し、令和4年10月現在、約13万4千人で、児童人口率（全人口に占める18歳未満の人口の比率）は14.4%となっている。

令和4年度の相談件数は、5,560件と前年度に比べ130件の減となった。その内訳は、面接相談が5,101件（前年比52件減）、電話相談が459件（前年比78件減）、メール相談は51件（前年比1件減）となっている。

子ども女性相談センター（児童相談部門）・西部子ども相談センター・障害福祉相談所（児童相談部門）の相談対象年齢は18歳未満となっているが、児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合は20歳まで延長することができる。

(グラフ1) 児童人口と相談件数の推移



香川県人口等の推移

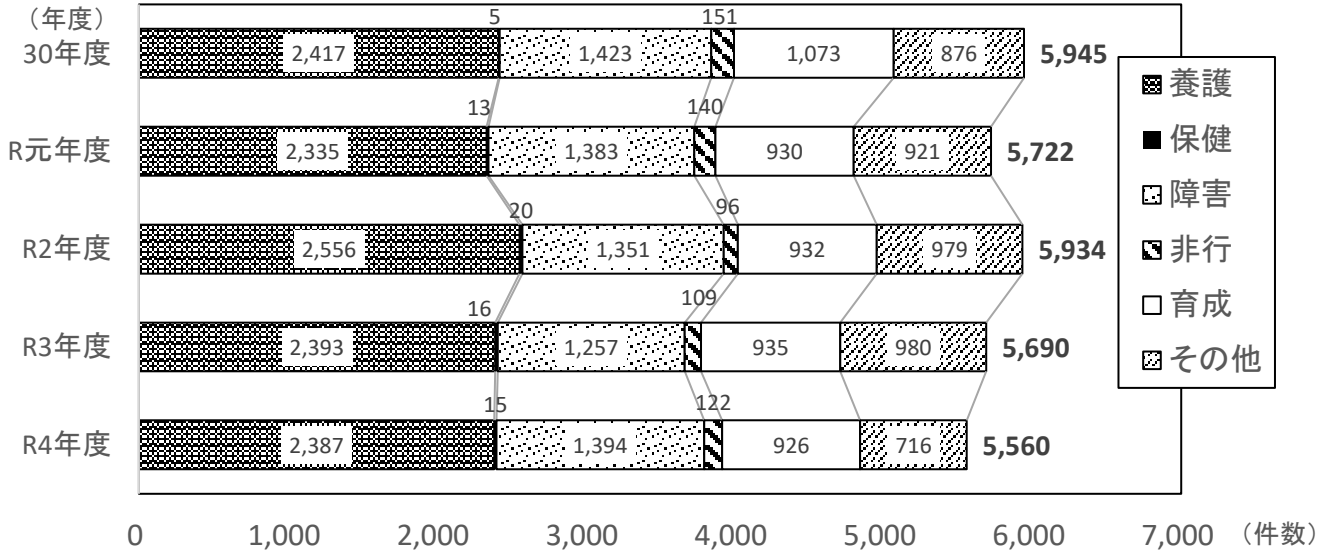
年 度	香川県人口 A人	香川県児童人口 B人	児童人口率 (B/A)	相談件数 C件	相談率 (C/B)
30年度	961,900	144,590	15.0%	5,945	4.1%
元年度	956,069	141,997	14.9%	5,722	4.0%
2年度	950,244	140,292	14.8%	5,934	4.2%
3年度	942,035	137,588	14.6%	5,690	4.1%
4年度	933,757	134,499	14.4%	5,560	4.1%

(注) 人口は各年度10月1日現在（県統計調査課調）

(2) 相談種類別の状況

相談種類別で見ると、養護相談（児童虐待を含む）が2,387件で、昨年度に比べ6件減、非行相談については122件で13件増となった。育成相談のうち、性格行動相談は665件で12件増となっている。

(グラフ2) 受付件数の推移



(注) 受付件数は、面接相談と電話相談の合計数である。

相種類別受付状況の推移

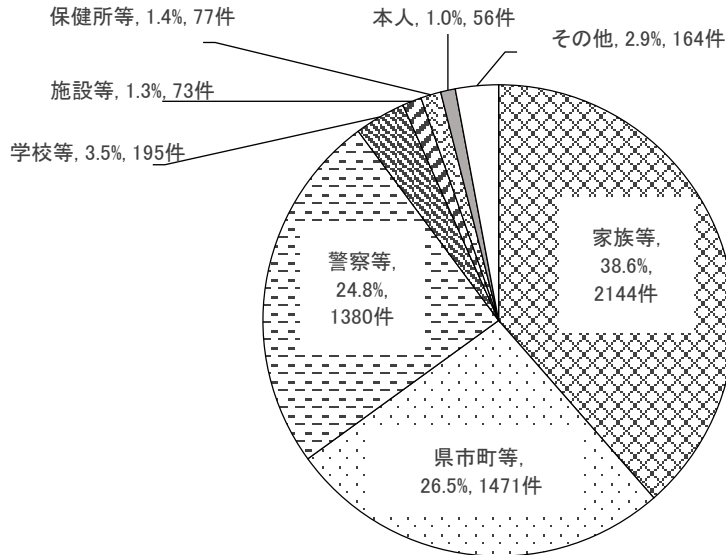
区分	種別	養護相談		保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の 相談	計	
		児童虐待 相談	その他の 相談		肢体不自由 相談	視聴覚障害 相談	言語発達障害 等相談	重症心身 障害 相談	知的障害 相談	発達障害 相談	ぐ 犯行為等 相談	触法行為 等 相談	性格 行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・しつけ 相談			
		中央	西部																障福
30年度	面接	中央	711	568	1			85		4	58	27	38	209	32	1	65	320	2,119
		西部	672	441				90		8	28	42	28	275	40	6	35	274	1,939
		障福				17		65	1,017	28								2	1,129
	電話	中央		25	4			2	1		20	16		124	45	7	234	280	758
計		1,383	1,034	5	17	0	177	66	1,029	134	85	66	608	117	14	334	876	5,945	
元年度	面接	中央	563	569	1			58		6	95	23	38	212	32		25	397	2,019
		西部	679	508	1	1		94		4	29	35	21	249	40	3	43	235	1,942
		障福				26		61	961	29								3	1,080
	電話	中央		16	11					19	23		88	73	13	152	286	681	
計		1,242	1,093	13	27	0	152	61	971	172	81	59	549	145	16	220	921	5,722	
2年度	面接	中央	650	644	1			54		8	51	24	26	251	40		24	412	2,185
		西部	612	630		1		87		6	20	21	12	251	41		23	308	2,012
		障福				9		3	47	1,023	14			1				14	1,111
	電話	中央		20	19				1	27	13		95	30	8	168	245	626	
計		1,262	1,294	20	10	0	144	47	1,038	112	58	38	598	111	8	215	979	5,934	
3年度	面接	中央	525	740				43		7	58	34	24	278	38		15	332	2,094
		西部	493	622	2			95		15	36	15	19	281	22	2	44	431	2,077
		障福						43	932	5				1				1	982
	電話	中央		13	14			1		22	17		93	47	10	104	216	537	
計		1,018	1,375	16	0	0	139	43	954	121	66	43	653	107	12	163	980	5,690	
4年度	面接	中央	654	641				37		7	46	29	26	346	21		36	257	2,100
		西部	520	540	2			88		5	47	15	37	232	25	2	32	334	1,879
		障福				6		46	1,063	5				1				1	1,122
	電話	中央		32	13			1		43	15		86	43	4	98	124	459	
計		1,174	1,213	15	6	0	126	46	1,075	141	59	63	665	89	6	166	716	5,560	

(注) 「電話」は子どもと家庭の電話相談の受付件数である。
子ども女性相談センターは「中央」、西部子ども相談センターは「西部」、障害福祉相談所は「障福」と表記する。以下の頁も同じ。

(3) 相談経路の状況

メール相談を除いた相談経路別では、家族・親戚等からの相談が 38.6% (2,144 件) で最も多く、以下、県市町等 26.5% (1,471 件)、警察等 24.8% (1,380 件)、学校等 3.5% (195 件) の順になっている。

(グラフ3)経路別相談受付状況(メール相談を除く)



相談経路別受付状況の推移 (総数)

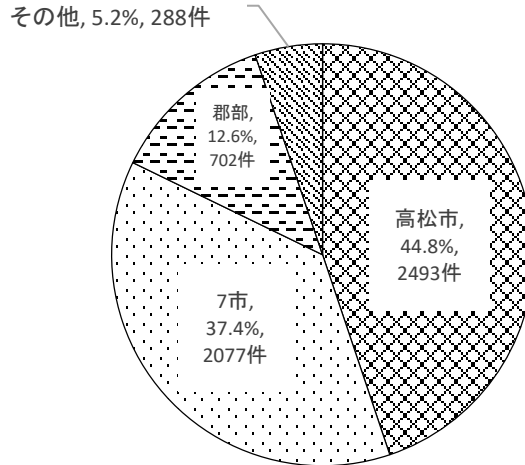
経路		(メール相談を除く) (件)																										
		都道府県・指定都市・中核市				市町村			児童福祉施設等			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児(法第25条)委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計		
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親	児(法第25条)委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
R2年度	中央	74			15	132		273	40	19	17		1	6	857	15		35	1	121	2	4		833	163	33	170	2,811
	%	2.9			0.6	5.2		10.7	1.6	0.7	0.7		0.0	0.2	33.5	0.6		1.4	0.0	4.7	0.1	0.2		32.6	6.4	1.3	6.6	110
	西部	73	6		11	208		255	59	2	12			2	664	9		31		106	5	5		385	116	16	47	2,012
	%	3.9	0.3		0.6	11.1		13.6	3.1	0.1	0.6			0.1	35.3	0.5		1.6		5.6	0.3	0.3		20.5	6.2	0.9	2.5	107
	障福	4				253			40				4					4			1	1		804				1,111
	%	0.4				22.5			3.6				0.4					0.4			0.1	0.1		71.7				99
計	151	6	0	26	593	0	528	139	21	29	0	5	8	1,521	24	0	70	1	227	8	10	0	2,022	279	49	217	5,934	
%	2.7	0.1		0.5	10.7		9.5	2.5	0.4	0.5		0.1	0.1	27.4	0.4		1.3	0.0	4.1	0.1	0.2		36.4	5.0	0.9	3.9	107	
R3年度	中央	58			18	140		303	36	13	14		4	8	761	3	6	30	1	109	4	4		789	160	39	131	2,631
	%	2.3			0.7	5.5		11.8	1.4	0.5	0.5		0.2	0.3	29.7	0.1	0.2	1.2	0.0	4.3	0.2	0.2		30.8	6.3	1.5	5.1	103
	西部	98	8		11	181		331	52	7	14			1	697	14		29	1	68	5	8		348	143	23	38	2,077
	%	5.2	0.4		0.6	9.6		17.6	2.8	0.4	0.7			0.1	37.1	0.7		1.5	0.1	3.6	0.3	0.4		18.5	7.6	1.2	2.0	111
	障福					250			38				1					3						690				982
	%					22.3			3.4				0.1					0.3						61.5				88
計	156	8	0	29	571	0	634	126	20	28	0	5	9	1,458	17	6	62	2	177	9	12	0	1,827	303	62	169	5,690	
%	2.8	0.1		0.5	10.3		11.4	2.3	0.4	0.5		0.1	0.2	26.2	0.3	0.1	1.1	0.0	3.2	0.2	0.2		32.9	5.4	1.1	3.0	102	
R4年度	中央	51	1		16	77		296	48	7	9		2	20	698	9		52	3	121	4		1	837	164	38	105	2,559
	%	2.0	0.0		0.6	3.0		11.6	1.9	0.3	0.4		0.1	0.8	27.3	0.4		2.0	0.1	4.7	0.2		0.0	32.7	6.4	1.5	4.1	100
	西部	59	4		7	192		311	55	11	14			2	660	13	1	21		60	7	7		321	59	18	57	1,879
	%	3.1	0.2		0.4	10.2		16.6	2.9	0.6	0.7			0.1	35.1	0.7	0.1	1.1		3.2	0.4	0.4		17.1	3.1	1.0	3.0	100
	障福					307			47									3					1	762				1,122
	%					27.4			4.2									0.3					0.1	67.9				100
計	110	5	0	23	576	0	607	150	18	23	0	2	22	1,358	22	1	76	3	181	11	8	1	1,920	223	56	164	5,560	
%	2.0	0.1		0.4	10.4		10.9	2.7	0.3	0.4		0.0	0.4	24.4	0.4	0.0	1.4	0.1	3.3	0.2	0.1	0.0	34.5	4.0	1.0	2.9	100	

(4) 地域別相談受付状況

地域別相談受付状況は、高松市が最も多く 2,493 件（44.8%）であり、他の 7 市の 2,077 件（37.4%）を合わせると、市部が全体の 82.2%を占めており、郡部は 12.6%となっている。その他は、県外・不明である。

なお、昨年度は市部が 81.3%、郡部が 13.7%であり、ほぼ同じ割合となっている。

(グラフ4)地域別相談受付状況



(総数)

(メール相談を除く)

地域別	種別	養護相談		保健相談	障害相談							非行相談			育成相談			その他相談	計(件)	比率(%)
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談				
市部	高松市	562	540	3	6		29	19	552	56	32	21	337	21		60	255	2,493	44.8	
	丸亀市	166	180				15	8	136	19	3	17	83	10		13	117	767	13.8	
	坂出市	75	85				16		44	5	1	6	22	6	1	3	30	294	5.3	
	善通寺市	39	32				19	6	31	2	1	2	22	2		1	20	177	3.2	
	観音寺市	77	56				2	5	43	5	5	3	28	4		5	48	281	5.1	
	さぬき市	47	55	1			2	1	38	9	2	1	10	2		5	23	196	3.5	
	東かがわ市	8	26				3		24	1	2		17	1		3	8	93	1.7	
	三豊市	81	50				2	4	59	2	2	3	14			3	49	269	4.8	
	小計	1,055	1,024	4	6		88	43	927	99	48	53	533	46	1	93	550	4,570	82.2	
郡部	小豆郡	7	16				2		23	4		1	12			8	7	80	1.4	
	木田郡	28	20						34			3	3	1		10	99	1.8		
	香川郡	2					2			2			2			1	9	0.2		
	綾歌郡	43	59	2			16	1	44	13	3	2	29	3		6	39	260	4.7	
	仲多度郡	37	68				18	2	47	10	2	4	40	4		6	16	254	4.6	
	小計	117	163	2			38	3	148	29	5	10	86	8	0	20	73	702	12.6	
県外		2	10									5	3			10	31	0.6		
不明			16	9						13	5		41	32	5	53	83	257	4.6	
合計	1,174	1,213	15	6		126	46	1,075	141	59	63	665	89	6	166	716	5,560	100.0		

(中央)

(メール相談を除く)

種別	養護相談		保健相談	障害相談							非行相談	育成相談			その他相談	計(件)	比率(%)		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談		触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談				適性相談	育児・しつけ相談
市部	高松市	562	535	3			29		7	52	32	21	335	21		60	248	1,905	74.4
	丸亀市		3							3	1		7	1			6	21	0.8
	坂出市		2										1	1		1	1	6	0.2
	善通寺市		1								1			1				3	0.1
	観音寺市		1							4				1		1	3	10	0.4
	さぬき市	47	55	1			2			9	2	1	10	2		5	23	157	6.1
	東かがわ市	8	26				3			1	2		17	1		3	8	69	2.7
	三豊市		2							1			1				2	6	0.2
小計	617	625	4			34		7	70	38	22	371	28	0	70	291	2,177	85.1	
郡部	小豆郡	7	16				2			4		1	12			8	7	57	2.2
	木田郡	28	20									3	3	1			10	65	2.5
	香川郡	2					2			2			2				1	9	0.4
	綾歌郡													2		2		4	0.2
	仲多度郡		1							1	1					1	3	7	0.3
	小計	37	37	0			4			7	1	4	17	3	0	11	21	142	5.5
県外		2										4	2			4	12	0.5	
不明		9	9						12	5		40	31	4	53	65	228	8.9	
合計	654	673	13			38		7	89	44	26	432	64	4	134	381	2,559	100.0	

(西部)

種別	養護相談		保健相談	障害相談							非行相談	育成相談			その他相談	計(件)	比率(%)		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談		触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談				適性相談	育児・しつけ相談
市部	高松市		5										1			6	12	0.6	
	丸亀市	166	177				15		1	16	2	17	76	9		13	111	603	32.1
	坂出市	75	83				16		2	5	1	6	21	5	1	2	29	246	13.1
	善通寺市	39	31				19			2		2	22	1		1	20	137	7.3
	観音寺市	77	55				2			1	5	3	28	3		4	45	223	11.9
	さぬき市																	0	0.0
	東かがわ市																	0	0.0
	三豊市	81	48				2		1	1	2	3	13			3	47	201	10.7
小計	438	399				54		4	25	10	31	161	18	1	23	258	1,422	75.7	
郡部	小豆郡																0	0.0	
	木田郡																0	0.0	
	香川郡																0	0.0	
	綾歌郡	43	59	2			16			13	3	2	29	1		4	39	211	11.2
	仲多度郡	37	67				18		1	9	1	4	40	4		5	13	199	10.6
	小計	80	126	2			34		1	22	4	6	69	5		9	52	410	21.8
県外	2	8								1		1	1			6	19	1.0	
不明		7										1	1	1		18	28	1.5	
合計	520	540	2			88		5	47	15	37	232	25	2	32	334	1,879	100.0	

〈障福〉

種別	養護相談		保健相談	障害相談						談非行相談	育行相談	成相相談			その他相談	計(件)	比率(%)
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談			性格行動相談	不登校相談	適性相談			
地域別 市部	高松市			6			19	545	4			1			1	576	51.3
	丸亀市						8	135								143	12.7
	坂出市							42								42	3.7
	善通寺市						6	31								37	3.3
	観音寺市						5	43								48	4.3
	さぬき市						1	38								39	3.5
	東かがわ市							24								24	2.1
	三豊市						4	58								62	5.5
	小計				6			43	916	4			1			971	86.5
郡部	小豆郡							23								23	2.0
	木田郡							34								34	3.0
	香川郡															0	0.0
	綾歌郡						1	44								45	4.0
	仲多度郡						2	46								48	4.3
	小計						3	147								150	13.4
県外															0	0.0	
不明									1						1	0.1	
合計				6			46	1,063	5			1			1	1,122	100.0

(5) 年齢別相談受付状況

メール相談を除いた年齢別相談受付状況は、1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導の対象年齢である2～5歳の割合が多く、全体の28.7%(1,595件)を占めており、言語発達障害等の障害相談、性格行動、育児しつけ相談等の育成相談が多い。

次に思春期の小学生高学年から中学生年齢を中心にした11～14歳の割合が多く、23.7%(1,316件)で、非行相談、性格行動相談、不登校相談等に関する相談が多くなっており、二つの山が見られる。

なお、養護相談、知的相談については年齢的な差はあまりみられない。

<総数> (メール相談を除く)

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			育 児 ・ し つ け 相 談	い じ め 相 談
0	68	80	1					1							7	42	199	
1	88	69	1			5		6	1		1				6	41	218	
2	70	65			27			5	4		20				8	36	235	
3	93	71			29	1	83	24			91				28	56	476	
4	94	77	1		39	3	41	37			121				22	36	471	
5	71	63	1		19		80	19			97		1		24	38	413	
6	81	57			7	4	68	8		1	25	2			13	44	310	
7	61	61	2				2	88	10		5	8	6		18	31	292	
8	79	57					3	57	3	2	3	20	2		5	42	273	1
9	76	66	1				2	79	5	1	6	12	3		14	33	298	1
10	55	70	1					65	9	6	6	15	3		2	28	260	1
11	46	53		1			6	106	5	5	3	24	6		6	32	293	
12	65	72	1				3	97		3	11	24	10		8	27	321	2
13	60	79					5	71	5	8	24	62	17		1	38	370	
14	59	81	3	5			3	58	4	12	3	46	16		1	41	332	
15	44	60	1				3	67	2	8		40	5	3	1	36	270	2
16	34	54	1				2	53	3	9	1	31	9	1	1	18	217	2
17	30	56	1				3	46	2	5		28	10	1	1	26	209	1
18～		22					6	4								71	103	
計 (件)	1,174	1,213	15	6	126	46	1,075	141	59	63	665	89	6	166	716	5,560	10	0
比率 (%)	42.9	0.3			25.1				2.2		16.7			12.9	100			

(中央) (メール相談を除く)

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			育 児 ・ し つ け 相 談	い じ め 相 談
0	43	52	1												6	19	121	
1	43	46	1						1		1				5	22	119	
2	41	37			13				1		10				6	16	124	
3	52	42			9		3	15			54				25	28	228	
4	49	43	1		11			16			70				16	21	227	
5	36	38	1		5		1	11			41				19	17	169	
6	50	34						3		1	11	1			8	22	130	
7	28	36	2					10		4	7	5			17	19	128	
8	45	29						3	2	1	16	2			4	21	123	1
9	41	38	1					5	1	3	6	2			13	15	125	1
10	30	34						7	3	4	13	1			1	20	113	1
11	29	29						5	4	2	21	5			5	12	112	
12	36	32	1					1	2	5	17	6			7	19	126	2
13	39	36						2	6	5	52	10			1	20	171	
14	32	47	3					1	4	8	1	37	12		25	170		
15	26	32						1	2	5	34	3	2		16	121	2	
16	15	26	1						2	8	23	7	1		7	90		
17	19	32	1						2	5	19	10	1	1	11	101	1	
18～		10														51	61	
計 (件)	654	673	13		38		7	89	44	26	432	64	4	134	381	2,559	8	0
比率 (%)	51.9	0.5			5.2				2.7		24.8			14.9	100			

〈西部〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			育 児 ・ し っ け 相 談	い じ め 相 談
0	25	28												1	23	77		
1	45	23				5								1	19	93		
2	29	28				14			2			10		2	20	105		
3	41	29				20		1	9			37		3	28	168		
4	45	34				28			19			51		6	15	198		
5	35	25				14		2	8			56	1	5	21	167		
6	31	23				7			5			13	1	5	22	107		
7	33	25										1	1	1	12	74		
8	34	28										2	4	1	21	90		
9	35	28						1				3	6	1	18	93		
10	25	36	1						1	3	2	2	2	1	8	81		
11	17	24								1	1	3	1	1	20	68		
12	29	40								1	6	7	4	1	8	96		
13	21	43							2	2	19	10	7		18	122		
14	27	34						1		4	2	9	4	1	16	98		
15	18	28	1							3		6	2	1	20	80		
16	19	28							1	1	1	8	2	1	11	72	2	
17	11	24										9			14	58		
18～		12													20	32		
計 (件)	520	540	2			88		5	47	15	37	232	25	2	32	334	1,879	2
比率 (%)	56.4		0.1			7.5				2.8		15.5			17.8	100		

〈障福〉

種別 年齢別	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲	
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			育 児 ・ し っ け 相 談	い じ め 相 談
0								1								1		
1								6								6		
2								5	1							6		
3							1	79								80		
4							3	41	2							46		
5								77								77		
6								4	68			1				73		
7								2	88							90		
8								3	57							60		
9								2	78							80		
10									65	1						66		
11				1				6	106							113		
12								3	96							99		
13								5	71	1						77		
14						5		3	56							64		
15								3	66							69		
16								2	53							55		
17								3	46						1	50		
18～								6	4							10		
計 (件)				6			46	1,063	5			1			1	1,122		
比率 (%)							1,120	99.8				1		0.1	0.1	100		

(6) 巡回相談の受付状況

(件)

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ つ け 相 談		
小 豆 郡		1									8					9	
観 音 寺 市		5										1		3		9	
三 豊 市	1	1									7					9	
計	1	7									15	1		3		27	

(7) メール相談の状況

子育てに関する悩みの助言を求めている家族や、中学・高校生の世代にも相談しやすい手段として平成12年7月にメール相談を開設した。令和4年度は児童に関する相談51件で昨年度(52件)とほぼ同数の相談が寄せられた。約9割が県内からの相談である。相談種別では、虐待についての相談が最も多く、性格行動の相談が昨年度(6件)に比べ倍増している。また、子ども本人からの相談が昨年度(12件)に比べ減少した。

①相談者の居住地 (件)

県内	県外	不明	計
46		5	51

②相談種別 (件)

虐待	養護	保健	肢体不 自由	視覚聴 覚障害	言語発 達障害	重心	知的	自閉	ぐ犯	触法	性格 行動	不登校	適性	育児・ しっ つ け	その他	計
19	3	1									12			4	12	51

③相談対象者の年齢 (件)

乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	不明	計
3	15	12	7	5	6	3	51

④相談対象者の関係 (件)

子ども本人	父	母	他の家族	知人	不明	その他	計
3	2	23	2	5	2	14	51

⑤児童以外に関する相談内訳 (件) (件)

里親	女性課	不明	計
4			4

県内	県外	不明	計
4			4

3 調査・診断・指導等の現況

児童福祉司や児童心理司が児童や保護者、関係機関等に対して行った調査・診断等の延件数は111,614件、心理療法・カウンセリング等については16,262件であった。

また、施設入所措置や里親委託後の調査や指導等の延件数は、20,701件であった。

(1) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

〈総数〉 (件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児童	11,161	37	15	2	1,632	1,130	162	30	2,638	10	16,817	5	3,795	4,389	176	8,365
(再掲)児童虐待	6,654	20	8	1	81	19	81	3	493	7	7,367	3	1,884	2,136	155	4,178
(再掲)非行	295	3			8		7		79		392		173	177		350
保護者	30,228	18		1	30		5	1	1,657	3	31,943	2	106	5,368	192	5,668
(再掲)児童虐待	18,145	4		1	4		5	1	20	3	18,183		35	2,768	170	2,973
(再掲)非行	696	1							10		707		8	223		231
その他	62,108	46	10	1	6	2			640	41	62,854	5	83	2,084	57	2,229
(再掲)児童虐待	41,133	34	6	1		1			20	23	41,218	4	61	956	47	1,068
(再掲)非行	1,049	1							6	1	1,057		3	70		73
計	103,497	101	25	4	1,668	1,132	167	31	4,935	54	111,614	12	3,984	11,841	425	16,262
(再掲)児童虐待	65,932	58	14	3	85	20	86	4	533	33	66,768	7	1,980	5,860	372	8,219
(再掲)非行	2,040	5	0	0	8	0	7	0	95	1	2,156	0	184	470	0	654

〈中央〉

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児童	5,293	28	5	1	333	46	74	7	674	10	6,471	5	1,874	2,414	93	4,386
(再掲)児童虐待	2,567	14			33	15	32	2	174	7	2,844	3	918	1,002	88	2,011
(再掲)非行	152	2			1		6		26		187		46	91		137
保護者	16,282	13		1	6		4	1	296	3	16,606	2	50	2,738	155	2,945
(再掲)児童虐待	8,889	3		1	3		4	1	4	3	8,908		25	1,287	148	1,460
(再掲)非行	286										286		3	71		74
その他	27,775	31	6	1	2	1			296	16	28,128	1	33	1,021	36	1,091
(再掲)児童虐待	16,228	24	4	1		1			5	7	16,270	1	22	476	32	531
(再掲)非行	594	1									595		2	27		29
計	49,350	72	11	3	341	47	78	8	1,266	29	51,205	8	1,957	6,173	284	8,422
(再掲)児童虐待	27,684	41	4	2	36	16	36	3	183	17	28,022	4	965	2,765	268	4,002
(再掲)非行	1,032	3	0	0	1	0	6	0	26	0	1,068	0	51	189	0	240

〈西部〉

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児童	5,868	7	10	1	373	29	88	6	963		7,345		1,921	1,934	83	3,938
(再掲)児童虐待	4,087	6	8	1	48	4	49	1	319		4,523		966	1,134	67	2,167
(再掲)非行	143	1			7		1		53		205		127	86		213
保護者	13,697	2			24		1		358		14,082		56	2,542	37	2,635
(再掲)児童虐待	9,256	1			1		1		16		9,275		10	1,481	22	1,513
(再掲)非行	410	1							10		421		5	152		157
その他	33,850	15	4		4	1			321	25	34,220	4	50	911	21	986
(再掲)児童虐待	24,905	10	2						15	16	24,948	3	39	480	15	537
(再掲)非行	455								6	1	462		1	43		44
計	53,415	24	14	1	401	30	89	6	1,642	25	55,647	4	2,027	5,387	141	7,559
(再掲)児童虐待	38,248	17	10	1	49	4	50	1	350	16	38,746	3	1,015	3,095	104	4,217
(再掲)非行	1,008	2	0	0	7	0	1	0	69	1	1,088	0	133	281	0	414

〈障福〉

(件)

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	計	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導			医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員	
児童		2			926	1,055		17	1,001		3,001			41		41
(再掲)児童虐待											0					0
(再掲)非行											0					0
保護者	249	3							1,003		1,255			88		88
(再掲)児童虐待											0					0
(再掲)非行											0					0
その他	483								23		506			152		152
(再掲)児童虐待											0					0
(再掲)非行											0					0
計	732	5	0	0	926	1,055	0	17	2,027	0	4,762	0	0	281	0	281
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲)非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 措置停止・措置中等の調査・診断・指導の状況

(件)

区分	措置停止			調査・診断・指導		
	中央	西部	計	中央	西部	計
児童福祉施設	26	21	47	8,982	8,297	17,279
指定医療機関等				46		46
里親・保護受託者	5	13	18	1,008	2,368	3,376
計	31	34	65	10,036	10,665	20,701

4 判定の現況

判定業務は、相談があった児童の能力・性格・情緒・適応性などを、面接・心理検査・行動観察などによって心理診断することが中心となる。そして児童をとりまく社会環境・家庭環境・親子関係・学校状況なども併せて理解し、総合的な援助方針を立てている。そのうえで、助言・情報提供を行い、必要に応じてカウンセリングや遊戯療法等の心理的援助を実施している。

業務の概要は以下のとおりである。

- 1) 児童の心理相談・心理療法に関することで、来所面接、家庭訪問、学校訪問等の援助を行い、必要なケースについては囑託医による問診を実施した。
- 2) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査および事後指導を、市町保健師と協力して実施した。
- 3) 養護・虐待・非行などの要保護児童について、相談支援課・児童虐待対策課・一時保護所とチームを組んで援助している。そのうちの心理診断・医学的診断を受け持ち、児童を理解し、援助方針を立てるとともに、適正な措置に努めた。
- 4) 児童福祉施設に配置された心理療法担当職員の専門的技術の向上のための「心理療法事例検討委員会」を主催、実施した。
- 5) 関係機関と連携した心理支援を行うとともに、研修会等を利用して児童の健全育成・虐待防止の啓発活動を実施した。

(1) 1歳6か月児、3歳児精神発達面精密健康診査及び事後指導実施状況

児童心理司が各市町に出向いて、発達心理診断・助言指導及び事後指導を行った。

実施件数は下表のとおりである。なお、平成9年度に乳幼児健診業務が県から市町に移管されたことを契機に、当事業を「こども相談」と呼称している。

こども相談の実施状況

〈全県〉

(件)

	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
中 央	1	6	56	54	100	76	293
西 部	10	21	37	74	71	97	310
計	11	27	93	128	171	173	603

〈中央〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
高 松 市	1	2	50	46	84	64	247
さ ぬ き 市			1	1		2	4
東 か が わ 市			3	6	6	5	20
小 豆 島 町		4			2	1	7
土 庄 町			1	1	4	2	8
三 木 町						1	1
直 島 町			1		4	1	6
計	1	6	56	54	100	76	294

〈西部〉

(件)

市 町 名	1歳半	1歳半フォロー	3歳	3歳フォロー	教育相談	教育相談フォロー	計
丸 亀 市	5	5	15	35	11	20	91
坂 出 市	1	1	7	6	8	9	32
善 通 寺 市	1	8	1	1	15	16	42
観 音 寺 市		1			7	11	19
三 豊 市		1	1	2	2	2	8
綾 川 町	3	2	2	5	8	10	30
宇 多 津 町		3	2	6	5	4	20
琴 平 町					1	2	3
多 度 津 町			9	19	14	23	65
ま ん の う 町							
計	10	21	37	74	71	97	310

(2) 嘱託医による医学的診断指導実施状況

児童精神科医、精神科医による月1回の問診で、発達障害相談、性行相談等に応じている。

〈全体〉 (件)

	児童		保護者		その他				
	虐待	非行	虐待	非行	虐待	非行			
計	17	4	1	13	3	1	12	5	

※虐待・非行は再掲

〈児童精神科医〉 (件)

	児童		保護者		その他				
	虐待	非行	虐待	非行	虐待	非行			
計	17	4	1	13	3	1	4	2	

※虐待・非行は再掲

〈精神科医〉 (件)

	児童		保護者		その他				
	虐待	非行	虐待	非行	虐待	非行			
計							8	3	

※虐待・非行は再掲

(3) 心理療法事例検討委員会

心理療法が必要な被虐待児の施設入所措置件数の増加に伴い、平成 11 年度から児童養護施設等に対する心理療法担当職員の配置が認められた。入所児に対する心理療法技術の向上を図るために、県内の児童養護施設、児童心理治療施設等の心理職員を対象に、心理療法事例検討委員会を設置し、事例検討会を平成 12 年度から開催している。

事務局を子ども女性相談センターに置き、会長を所長とし、次のとおり実施した。なお、助言者として、小柳晴生氏（元香川大学教授）を迎え、施設職員全体の援助技術の向上を図った。

開催年月日	検 討 事 例	発表者所属	参加者数 (人)
R4. 5. 19	4 歳男児の事例（養護）	神愛館	29
R4. 7. 21	小 6 男児の事例（養護）	恵愛学園	28
R4. 9. 15	15 歳女児の事例（虞犯）	川部みどり園	34
R4. 11. 17	中 1 女児の事例（虐待）	若竹学園	33
R5. 1. 19	中 1 女児の事例（虐待）	亀山学園	33
R5. 3. 16	中 1 男児の事例（触法）	斯道学園	31

(4) 児童福祉施設心理士との合同研修会

心理職の連携強化とスキルアップを目的として、心理療法事例検討委員会終了後の時間を利用して、児童福祉施設心理士との合同研修会を開催した。

令和 4 年度はグループ討議を中心に、相互に日頃の課題を提出し、検討を行った。施設心理士は一人職場が多く、グループでの意見交換を行うことで視野が広がり、課題解決に役立った。

5 対応の現況

(1) 過去5年間の対応状況

メール相談を除く相談受付ケースの対応件数は、昨年度からの繰越43件を含む5,526件であり、昨年度に比べ156件減少している。

面接指導のうち助言指導で終わったものが3,331件(60.3%)で最も多く、次に継続指導が936件(16.9%)となっている。

対応状況の推移

(メール相談を除く) (件)

年度	対応	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	利用契約	その他	計	未対応件数	
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入所	通所								
30	面接	中央	1,267	591	29	22	7		108			33			4	4		73	2,138	9	
		西部	1,087	420	24	46		1		100			37			10	2		210	1,937	9
		障福	1,013	11	8													97	23	1,152	34
	電話	中央	720		38															758	0
		計	4,087	1,022	99	68		8		208			70			14	6	97	306	5,985	52
R元	面接	中央	1,131	515	26	54		3	75		3	48			3	3		180	2,041	7	
		西部	1,018	350	27	106			2	162		20	42		1	9		258	1,995	27	
		障福	930	2	6													103	26	1,067	19
	電話	中央	650		30														1	681	0
		計	3,729	867	89	160		3	2	237		23	90		1	12	3	103	465	5,784	53
R2	面接	中央	1,259	515	24	60		5	64		12	31			6	3		220	2,199	10	
		西部	901	478	16	106			1	179		33	36		25	2		261	2,038	26	
		障福	1,009	1	5													72	12	1,099	32
	電話	中央	602		23														1	626	0
		計	3,771	994	68	166		5	1	243		45	67		31	5	72	494	5,962	68	
R3	面接	中央	1,009	601	10	72		1	112		22	28			5	1		232	2,093	14	
		西部	945	406	18	79				160		22	27		8	2		445	2,112	10	
		障福	847		4													71	18	940	19
	電話	中央	517		20															537	0
		計	3,318	1,007	52	151		1		272		44	55		13	3	71	695	5,682	43	
R4	面接	中央	995	556	23	79		3	3	59		15	42		1	6	2	306	2,090	24	
		西部	885	379	2	71				150		13	25		1	5	1	340	1,872	17	
		障福	1,032	1	1													71		1,105	34
	電話	中央	419		38														2	459	0
		計	3,331	936	64	150		3	3	209		28	67		2	11	3	71	648	5,526	75

(注) 「電話」は子どもと家庭の電話相談の対応件数である。

(2) 相談種類別対応状況

(総数)

(メール相談を除く)

相談種類	対応別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入	通							
養相 護談	児童虐待相談	544	268	6	59				165		18	27		1	3			61	1,152	28
	その他の相談	401	454	15	78		3	3	44		8	33		1	8			172	1,220	9
保	健康相談	10		3														2	15	
障 害 相 談	肢体不自由相談	1															5	6		
	視聴覚障害相談																		0	
	言語発達障害等相談	125		1															126	
	重症心身障害相談	6															40	46	2	
	知的障害相談	1,031	1														26	1,058	67	
非相 行談	発達障害相談	131	6	4															141	
	ぐ犯行為等相談	31	16	5								1				2		4	59	
育 成 相 談	触法行為等相談	36	21								2	1				1		1	62	1
	性格行動相談	519	110	7	6							2						20	664	2
	不登校相談	57	20	1	2													9	89	
	適性相談	6																	6	
そ の 他 の 相 談	育児・しつけ相談	148	10	6														2	166	
	その他の相談	285	30	16	5							3						377	716	12
計(件)		3,331	936	64	150	0	3	3	209	0	28	67	0	2	11	3	71	648	5,526	121
比率(%)		78.4			2.7	0.1	0.1	3.8		0.5	1.4			0.1	1.3	11.7	100			
再 掲	いじめ相談	8																2	10	
	児童買春等被害相談																		0	

(中央)

(メール相談を除く)

相談種類	対応別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入	通							
養相 護談	児童虐待相談	303	166	6	39				45		12	19		1	3			45	639	18
	その他の相談	237	260	13	35		3	3	14		1	20			3			89	678	5
保	健康相談	10		3															13	
障 害 相 談	肢体不自由相談																			
	視聴覚障害相談																			
	言語発達障害等相談	37		1															38	
	重症心身障害相談																			
	知的障害相談	7																	7	
非相 行談	発達障害相談	83	2	4															89	
	ぐ犯行為等相談	28	8	5								1			1			1	44	
育 成 相 談	触法行為等相談	15	6								2	1				1		1	26	
	性格行動相談	331	80	7	2							1						10	431	1
	不登校相談	51	10	1	1													1	64	
	適性相談	4																	4	
そ の 他 の 相 談	育児・しつけ相談	123	4	6														1	134	
	その他の相談	185	20	15	2													160	382	
計(件)		1,414	556	61	79	0	3	3	59	0	15	42	0	1	6	2	0	308	2,549	24
比率(%)		79.7			3.1	0.1	0.1	2.3		0.6	1.9			0.1	12.1	100				
再 掲	いじめ相談	7																1	8	
	児童買春等被害相談																		0	

(西部)

相談種別	対応別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数		
		助言指導	継続指導	他機関幹旋								入	通									
養相	児童虐待相談	241	102		20				120		6	8							16	513	10	
護談	その他の相談	164	194	2	43				30		7	13		1	5				83	542	4	
保	健康相談																		2	2		
障	害	肢体不自由相談																			0	
	相	視聴覚障害相談																			0	
	談	言語発達障害等相談	88																		88	
		重症心身障害相談																				0
		知的障害相談	5																			5
	発達障害相談	43	4																		47	
非相	行談	ぐ犯行為等相談	3	8														1	3	15		
		触法行為等相談	21	15																	36	1
育	成	性格行動相談	187	30		4						1								10	232	1
	相	不登校相談	6	10		1														8	25	
	談	適性相談	2																		2	
		育児・しつけ相談	25	6																1	32	
そ	の	他の相談	100	10		3						3								217	333	1
計(件)		885	379	2	71	0	0	0	150	0	13	25	0	1	5	1	0		340	1,872	17	
比率(%)		67.6			3.8				8.0		0.7	31			1.7	0.1		18.2	100			
再	い	じめ相談	1																	1	2	
	掲	児童買春等被害相談																			0	

(障福)

相談種別	対応別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他	計	未対応件数
		助言指導	継続指導	他機関幹旋						入	通							
養相	児童虐待相談																	
護談	その他の相談																	
保	健康相談																	
障	害	肢体不自由相談	1												5		6	
	相	視聴覚障害相談																
	談	言語発達障害等相談																
		重症心身障害相談	6												40		46	2
		知的障害相談	1,019	1											26		1,046	67
	発達障害相談	5														5		
非相	行談	ぐ犯行為等相談																
		触法行為等相談																
育	成	性格行動相談	1														1	
	相	不登校相談																
	談	適性相談																
		育児・しつけ相談																
そ	の	他の相談			1											1	11	
計(件)		1,032	1	1											71	1,105	80	
比率(%)		93.6												6.4	100			
再	い	じめ相談																
	掲	児童買春等被害相談																

(3) 児童福祉施設への入所措置及び医療機関委託の状況

児童福祉施設への入所件数（契約入所を含む）は、昨年度の101件（措置入所57件、契約入所44件）に対し、今年度は105件（措置入所58件、契約入所47件）となっている。

(人)

施設名	人員	R3年度末 人員	R4年度入所人員			R4年度末 人員	うち R5.3.31退所数
			男	女	計		
乳児院	神 愛 館	18	6	6	12	12	19 (3)
	徳島赤十字乳児院	0			0		0 ()
児童養護施設	亀山学園 (和みの家・まどかの家を含む)	46	5	7	12	34	45 (5)
	讃岐学園	37	8	3	11		34 (1)
	恵愛学園	27	3	4	7		30 ()
	阿波国慈恵院	8			0		0 ()
	徳島児童ホーム	1			0		1 ()
	愛媛慈恵会	4			0		3 ()
	常楽園	1			0		0 ()
	親和園	1			0		1 ()
三愛園	0	3	1	4	4 ()		
福祉型 障害児入所施設	川部みどり園	20【5】	2【3】	【】	2【3】	2【14】	22【2】(【】)
	白鳥園	7【7】	【6】	【2】	0【8】		6【7】(【1】)
	ばんそうS&S児童部(徳島県)	【1】	【1】	【】	0【1】		0【1】(【0】)
	天使園<愛媛県>	【0】	【】	【】	0【0】		0【0】(【0】)
	池田学園<徳島県>	1【1】	【1】	【】	0【1】		1【1】(【0】)
	未来<徳島県>	【0】	【】	【1】	0【1】		0【1】(【0】)
医療型 障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーション センターこども支援施設	6【5】	【3】	【2】	0【5】	0【6】	5【5】(【0】)
	高松医療センター	【1】	【】	【】	0【0】		0【0】(【0】)
	佐賀整肢学園こども 発達医療センター	【0】	【】	【1】	0【1】		0【0】(【0】)
指定 発達支援 医療機関	四国こどもとおとなの 医療センター	【24】	【18】	2【9】	2【27】	2【27】	2【26】(【2】)
	東徳島医療センター<徳島>	1【0】	【】	【】	0【0】		1【0】(【0】)
児童心理 治療施設	若竹学園	13	1	2	3	3	8 (1)
児童自立 支援施設	斯道学園	9	3	1	4	5	7 (1)
	国立武蔵野学院				0		0 ()
	高知県立希望が丘学園	2			0		0 ()
	徳島学院		1		1		0 ()
計		202【44】	32【32】	26【15】	58【47】	58【47】	189【43】(11【3】)

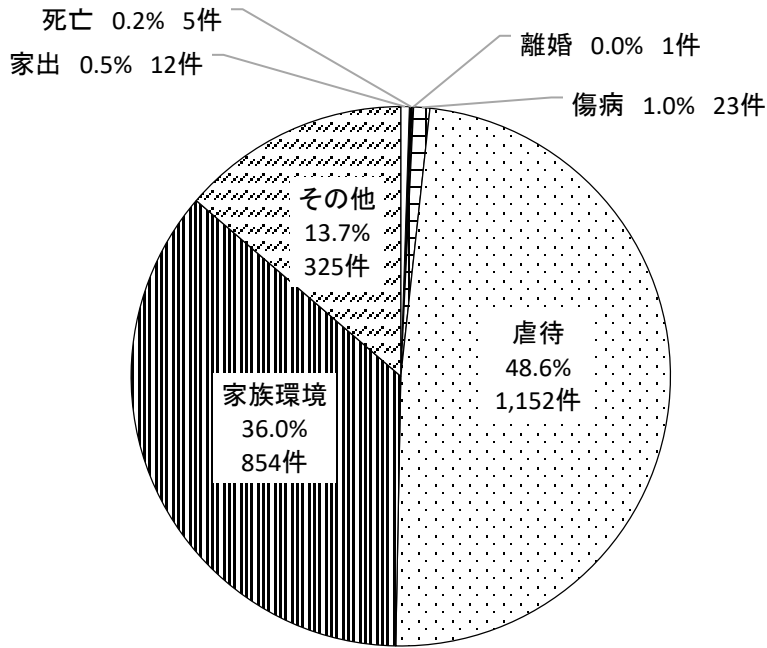
注1 【 】は外数で契約入所数である。

注2 令和4年度末人員は令和5年3月31日退所ケースを含む。

(4) 養護相談の発生要因と対応状況

養護相談の発生原因と対応状況は、養護相談 2,372 件のうち児童虐待が 1,152 件 (48.6%)、家庭内不和や経済的破綻などを背景とした家庭環境による要因が 854 件 (36.0%) であり、両方で 2,006 件、全体の 84.6%を占めた。昨年度に引き続き、家庭機能の弱体化により家族の結びつきが希薄化している傾向がみられる。

(グラフ5) 養護相談発生原因の状況



(件)

対 応	要 因								計
	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	虐 待	家族環境	そ の 他		
児童福祉施設に入所	中央		5		1	19	14		39
	西部	2				8	9	2	21
	計	2	5		1	27	23	2	60
里 親 委 託	中央					3	1	2	6
	西部						1	4	5
	計					3	2	6	11
面 接 指 導	中央	7		1	15	475	405	82	985
	西部				1	343	219	140	703
	計	7		1	16	818	624	222	1,688
そ の 他	中央	3			1	142	121	20	287
	西部				5	162	84	75	326
	計	3			6	304	205	95	613
計 (件)	中央	10	5	1	17	639	541	104	1,317
	西部	2			6	513	313	221	1,055
	計	12	5	1	23	1,152	854	325	2,372
比率 (%)	中央	0.8	0.4	0.1	1.3	48.5	41.1	7.9	100
	西部	0.2			0.6	48.6	29.7	20.9	100
	計	0.5	0.2	0.0	1.0	48.6	36.0	13.7	100

(5) 児童虐待相談の状況

令和4年度に対応した児童虐待のケースは1,152件、前年度比で11.1%増加している。親子関係調整・児童の心理治療等、長期的な援助を必要とするケースが増加している。

通報経路別では、警察（805件）からの通報が最も多く、全体の69.9%を占めている。

① 虐待相談受理・対応件数の推移

(件)

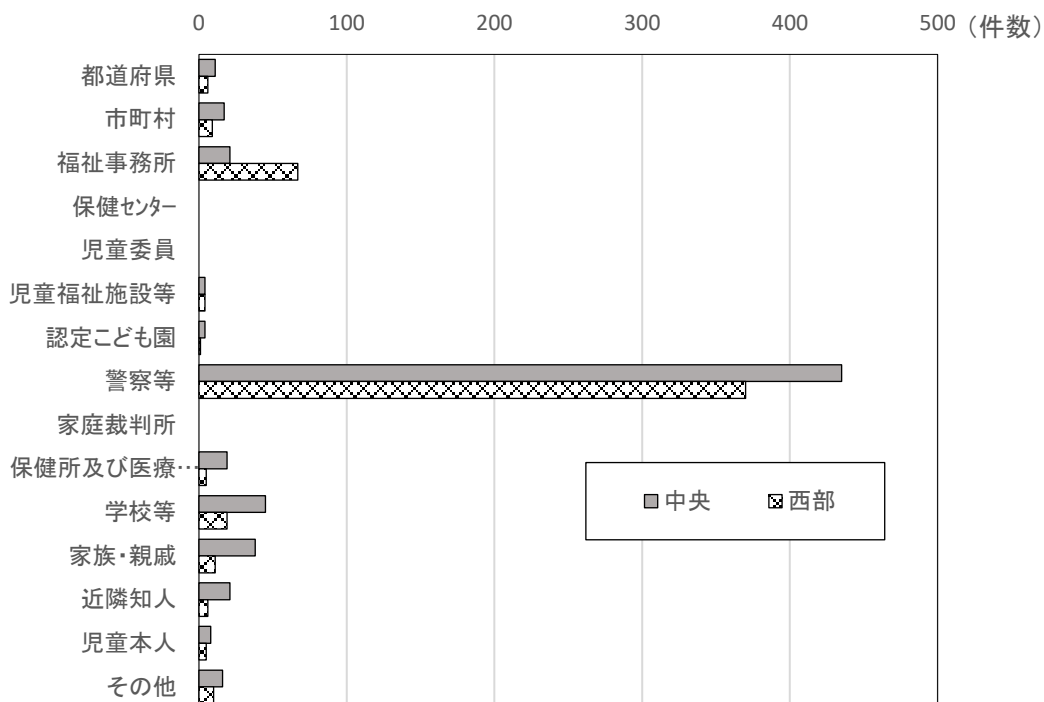
区分	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
受理	711	672	1,383	563	679	1,242	650	612	1,262	525	493	1,018	654	520	1,174
対応	706	669	1,375	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152

② 虐待ケースの経路別状況の推移

(件)

区分	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
都道府県	17	26	43	16	17	33	14	17	31	21	11	32	11	6	17
市町村	10	24	34	7	17	24	7	32	39	11	15	26	17	9	26
福祉事務所	30	98	128	37	79	116	51	86	137	24	52	76	21	67	88
保健センター			0			0			0			0			0
児童委員			0			0			0			0			0
児童福祉施設等	13	6	19	6	6	12	10		10	5	7	12	4	4	8
認定こども園	1		1		2	2	4	2	6			0	4	1	5
警察等	492	343	835	388	383	771	487	345	832	372	353	725	435	370	805
保健所及び医療機関	12	25	37	3	21	24	8	6	14	6	9	15	19	5	24
学校等	63	63	126	73	55	128	41	50	91	49	27	76	45	19	64
家族・親戚	34	47	81	17	24	41	8	41	49	15	18	33	38	11	49
近隣知人	21	21	42	6	32	38	7	24	31	15	11	26	21	6	27
児童本人	6	7	13	3	1	4	1	6	7	4	7	11	8	5	13
その他	7	9	16	9	26	35	13	4	17	4	1	5	16	10	26
計	706	669	1,375	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152

(グラフ6) 虐待ケースの経路別状況



③ 虐待ケースの対応状況の推移

(件)

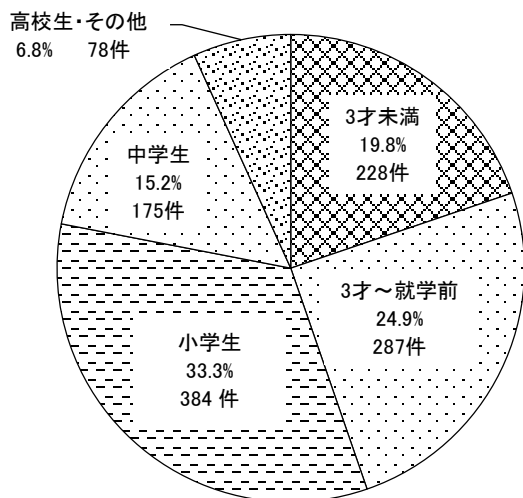
区分	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
施設入所	13	20	33	18	28	46	12	20	32	7	12	19	19	8	27
里親委託	2	2	4		5	5	1	12	13		3	3	3		3
児童福祉司指導措置	10	14	24	29	55	84	24	41	65	23	13	36	39	20	59
面接指導等	568	514	1,082	428	392	820	516	359	875	389	334	723	475	343	818
児童家庭支援センター指導	4		4			0			0			0			0
市町村指導委託			0			0			0			0			0
市町村送致	96	94	190	52	145	197	38	144	182	67	115	182	45	120	165
福祉事務所送致									0			0			0
訓戒・誓約				3	17	20	12	24	36	16	21	37	12	6	18
指定発達支援医療機関委託					1	1			0			0	1		1
その他	13	25	38	35	20	55	48	13	61	24	13	37	45	16	61
計	706	669	1,375	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152

④ 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

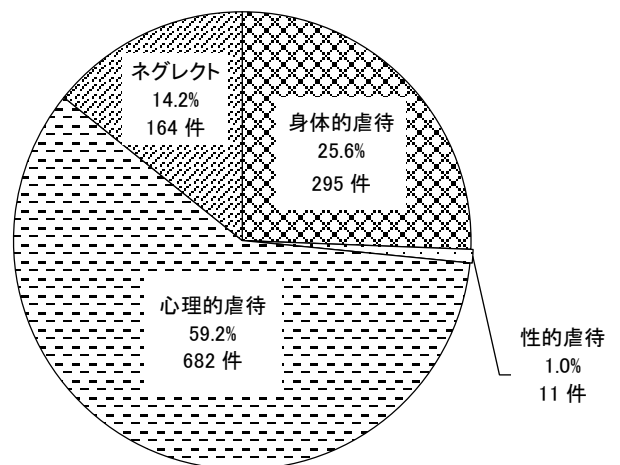
年齢別では、ほぼ例年と同じく、0歳から就学前が約4割、小学生が約4割、中学生以上が約2割である。

種類別の件数では、心理的虐待が682件（59.2%）で最も多く、前年度の668件から増加している。（対前年比2.1%増）。身体的虐待は295件（25.6%）、ネグレクト（養育放棄）は164件（14.2%）であり、ともに前年度より増加している。

(グラフ7) 被虐待児童の年齢別状況



(グラフ8) 被虐待児童の相談種類別状況

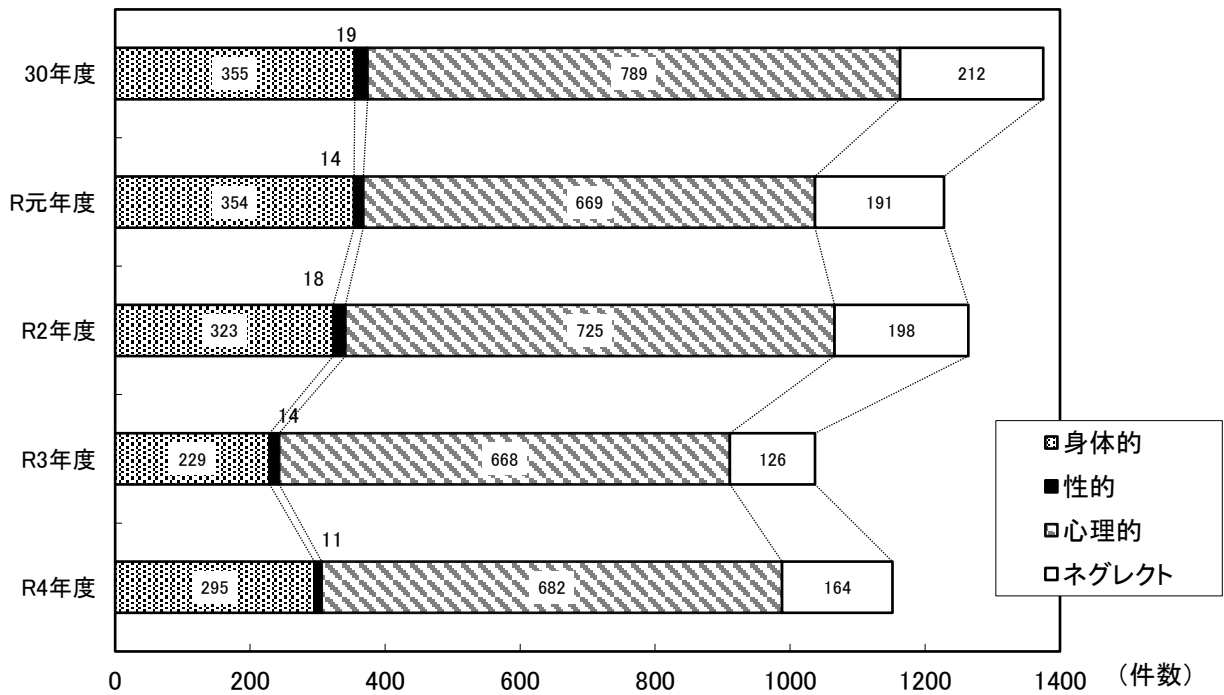


(ア) 被虐待児童の年齢別・相談種類別の状況

(件)

区 分	身体的虐待			性的虐待			心理的虐待			ネグレクト			合 計			
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	
0 ～ 3 歳 未 満	11	3	14			0	98	83	181	19	14	33	128	100	228	
3 ～ 学 齡 前 児 童	33	21	54			0	89	86	175	38	20	58	160	127	287	
小 学 生	71	58	129	3	1	4	104	100	204	27	20	47	205	179	384	
中 学 生	48	26	74		5	5	43	34	77	14	5	19	105	70	175	
高 校 生 ・ そ の 他	20	4	24		2	2	17	28	45	4	3	7	41	37	78	
合 計	男	119	70	189	1	3	4	184	162	346	52	38	90	356	273	629
	女	64	42	106	2	5	7	167	169	336	50	24	74	283	240	523
	計	183	112	295	3	8	11	351	331	682	102	62	164	639	513	1,152

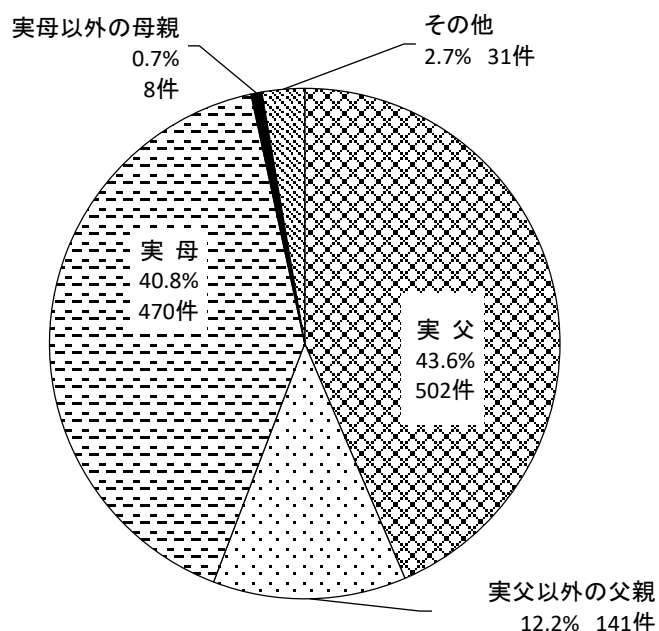
(グラフ9) 被虐待児童の相談種類別対応件数



⑤ 虐待ケースの主な虐待者

主たる虐待者では、実父が最も多く、502件(43.6%)となっている。続いて実母が470件(40.8%)、実父以外の父(養・継父等)が141件(12.2%)となっている。

(グラフ10)主たる虐待者の状況



主な虐待者の推移

区分		実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
30年度	中央	311	70	316		9	706
	西部	308	49	274	3	35	669
	計	619	119	590	3	44	1,375
R元年度	中央	298	55	198		14	565
	西部	285	57	311	5	5	663
	計	583	112	509	5	19	1,228
R2年度	中央	282	61	294	3	11	651
	西部	236	58	290	6	23	613
	計	518	119	584	9	34	1,264
R3年度	中央	222	57	233		14	526
	西部	219	54	217	3	18	511
	計	441	111	450	3	32	1,037
R4年度	中央	272	63	289	4	11	639
	西部	230	78	181	4	20	513
	計	502	141	470	8	31	1,152

⑥ 虐待ケースの地域別状況の推移

(件)

区 分	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
高 松 市	586		586	477		477	536		536	438		438	551		551
丸 亀 市		219	219		235	235		227	227		145	145		167	167
坂 出 市		64	64		51	51		62	62		52	52		75	75
善 通 寺 市		59	59		40	40		51	51		41	41		39	39
観 音 寺 市		100	100		99	99		86	86		93	93		76	76
さ ぬ き 市	34		34	34		34	50		50	29		29	44		44
東 か が わ 市	26		26	16		16	23		23	11		11	8		8
三 豊 市		67	67		63	63		63	63		53	53		79	79
小 豆 郡	27		27	21		21	16		16	5		5	7		7
木 田 郡	32		32	11		11	14		14	38		38	27		27
香 川 郡			0	1		1			0	2		2	2		2
綾 歌 郡		63	63		79	79		61	61		80	80		37	37
仲 多 度 郡		89	89		94	94		58	58		44	44		38	38
県 外	1	7	8	5	2	7	12	5	17	3	3	6		2	2
不 明		1													
計	706	669	1,375	565	663	1,228	651	613	1,264	526	511	1,037	639	513	1,152

⑦ 虐待ケースの児童福祉法第28条による措置状況の推移

(件)

区 分	法第28条第1項第1号□第2号による措置														
	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計	中央	西部	計
請求件数				1		1		7	7	1	2	3	4		4
承認件数				1		1		1	1		3	3	5		5

⑧ 児童虐待防止法関係実施状況の推移

(件)

区 分		安	出	立	再	臨	援	保	一	親	親	管	全	面	通	住	接
		全	頭	入	出	検	助	護	時	権	権	理	部	会	信	所	近
		確	要	調	頭	・	要	者	保	喪	停	喪	制	制	制	情	禁
		認	求	査	要	捜	請	指	失	止	失	限	限	限	報	止	
		求	査	求	索	索	告	導	審	審	審				の	命	
		求	査	求	索	索	告	勸	判	判	判				制	令	
		求	査	求	索	索	告	勸	判	判	判				制	令	
30年度	中央	706															
	西部	669	6	5			18										
	計	1,375	6	5			18										
元年度	中央	565															
	西部	663		4			10										
	計	1,228		4			10										
R2年度	中央	651		2			3										
	西部	613					4										
	計	1,264		2			7										
R3年度	中央	526	1	2			2										
	西部	511					1										
	計	1,037	1	2			3										
R4年度	中央	639		1			3										
	西部	513															
	計	1,152		1			3										

6 一時保護の現況

一時保護所は、児童の生活保全の必要性が生じたり、在宅のままでは将来健全な心身の発育上に欠損要因となるおそれのある児童について、受理会議および緊急受理会議において討議し、所長が適当と認めた場合に一時的に保護するもので、主として次の理由により保護を行った。

- 1) 緊急保護……緊急に児童の生活を守る必要があるとき。
- 2) 行動観察……児童の性格行動等の行動観察を行う必要があるとき。
- 3) 短期入所指導……心理治療の場として利用する必要があるとき。

(1) 一時保護児童の推移

一時保護児童の入所状況の推移を見ると、令和4年度は児童虐待等による緊急保護が増加したが、保護児童全体の延人員は減少した。一時保護委託先及び受け入れ人数枠の増加により、一時保護所の延人員は減少傾向にあり、延べ日数、平均保護日数ともに減少している。昨今は、保護児のプライバシーや権利擁護の尊重を重要視しており、個室対応を基本としたため、現在の状況が入所受け入れ可能最大人数に近づいている。

① 一時保護の推移

相談種別		R2年度			R3年度			R4年度		
		延人員	延日数	平均保護日数	延人員	延日数	平均保護日数	延人員	延日数	平均保護日数
保護 児 の 相 談 内 容	養護相談	187 (72)	3,687 (1,729)	19.7 (24.0)	164 (29)	3,690 (734)	22.5 (25.3)	160 (37)	2,587 (549)	16.2 (14.8)
	再掲虐待相談	134 (60)	3,203 (1,655)	23.9 (27.6)	67 (12)	1,722 (246)	25.7 (20.5)	110 (18)	1,916 (263)	17.4 (14.6)
	ぐ犯相談	5 (3)	117 (48)	23.4 (16.0)	17 (3)	314 (3)	18.5 (1)	11 (4)	70 (32)	6.4 (8)
	触法相談	5 (4)	299 (175)	59.8 (43.8)	3 (2)	110 (103)	36.7 (51.5)	8 (3)	104 (64)	13 (21.3)
	知的障害相談									
	性格行動相談	33 (7)	716 (110)	21.7 (15.7)	42 (12)	1,013 (374)	24.1 (31.2)	35 (5)	729 (50)	20.8 (10)
	不登校相談				3 (0)	23 (0)	7.7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	3 (2)	3 (2)	1.0 (1.0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	233 (88)	4,822 (2,064)	20.7 (23.5)	230 (47)	5,151 (1,215)	22.4 (25.6)	214 (49)	3,490 (695)	16.3 (14.2)	
一日平均 保護人員			13.2 (5.7)			14.1 (3.3)			9.6 (1.9)	

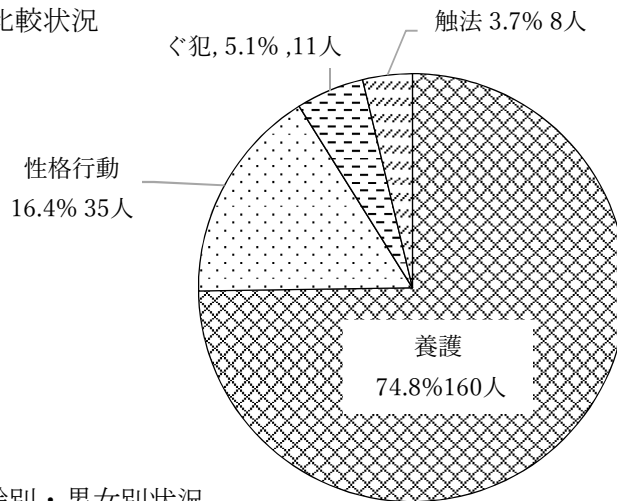
()内の数字は西部の再掲である。

(2) 一時保護実施状況

① 一時保護児童の相談種類別状況

一時保護児童 の相談種類別	延 人 員 (C)	区 分			延 日 数 (D)	平均保護 日数 $\frac{(D)}{(C)}$	
		緊急保護	受 理 保 護				
			観 察	短期治療			
養 護 相 談	160(37)	65(11)	95(26)		2,587(549)	16.2(14.8)	
再掲 虐待相談	110(18)	54(7)	56(11)		1,916(263)	17.4(14.6)	
ぐ 犯 相 談	11(4)	6(1)	5(3)		70(32)	6.4(8)	
触 法 相 談	8(3)	1(0)	7(3)		104(64)	13(21.3)	
知 的 相 談	0	0	0		0	0	
性格行動相談	35(5)	15(0)	20(5)		729(50)	20.8(10)	
不 登 校 相 談	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)	
そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)		0(0)	0(0)	
合 計(A)	214(49)	87(12)	52(37)		3,490(695)	16.3(14.2)	
延 日 数(B)	3,490(695)	1,308(66)	2,182(629)				
平均保護日数 $\frac{(B)}{(A)}$	16.3(14.2)	15.0(5.5)	42.0(17)				
一日平均保護人員	9.6(1.9)	()内の数字は西部の再掲である。					

② 相談種類別比較状況

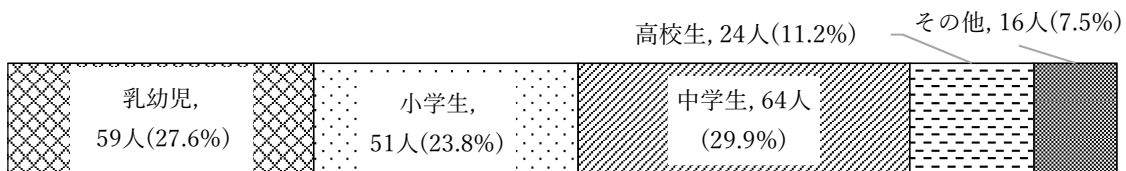


③ 入所児童年齢別・男女別状況

(人)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16以上	計
人員	7 (2)	4 (0)	4 (0)	15 (2)	22 (1)	7 (0)	12 (2)	8 (3)	12 (1)	11 (2)	3 (1)	5 (1)	12 (4)	23 (10)	29 (6)	18 (5)	22 (9)	214 (49)
内 訳	男	5 (2)	1 (0)	2 (0)	7 (1)	13 (0)	3 (0)	9 (0)	5 (1)	6 (0)	5 (1)	1 (0)	3 (2)	7 (5)	14 (3)	11 (1)	4 (6)	13 (23)
	女	2 (0)	3 (0)	2 (0)	8 (1)	9 (1)	4 (0)	3 (2)	3 (2)	6 (1)	6 (1)	2 (1)	2 (0)	5 (2)	9 (5)	18 (3)	14 (4)	9 (3)

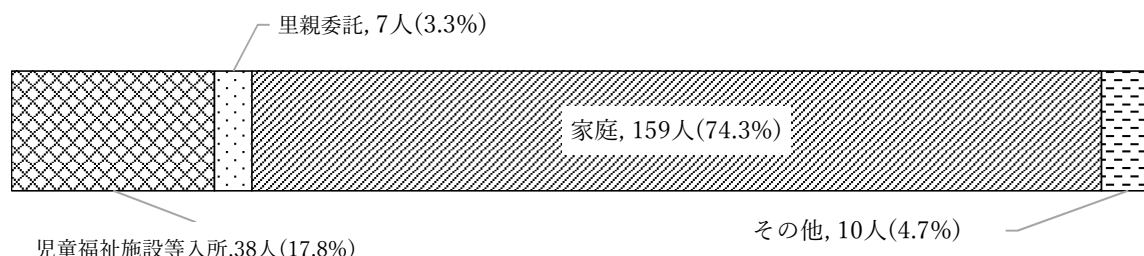
入所時の年齢。下段の数字は西部の再掲である。



④ 一時保護児童退所状況 (人)

施設	讃岐学園	亀山学園	恵愛学園	新道学園	神愛館	みどり園	白鳥園	若竹学園	自立援助ホーム	その他	計	里親	家庭	家裁送致	その他
人数	7 (0)	4 (4)	3 (0)	6 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (2)	8 (2)	3 (2)	38 (11)	7 (1)	159 (34)	1 (0)	9 (3)

下段の数字は西部の再掲である。



⑤ 一時保護児童地域別状況 (人)

市・郡	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	計
人数	139	18	10	5	6	11	0	2	1	8	0	3	5	6	214

⑥ 一時保護委託状況の推移 (年度中の委託解除分) (人)

年度	委託先										計	延日数
	警察等	児童福祉施設					里親	その他				
		児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設						
30年度	25 (5)	76 (59)	34 (19)	0 (0)	3 (0)	5 (2)	84 (40)	24 (13)	251 (138)	2,906 (1,524)		
R元年度	27 (21)	80 (46)	36 (15)	37 (11)	4 (2)	17 (10)	94 (49)	101 (69)	396 (223)	6,560 (3,962)		
R2年度	83 (34)	94 (76)	24 (12)	56 (17)	12 (9)	14 (10)	149 (75)	153 (96)	585 (329)	8,341 (5,213)		
R3年度	106 (30)	84 (49)	28 (11)	52 (19)	7 (5)	10 (1)	138 (63)	115 (57)	540 (235)	7,807 (4,109)		
R4年度	108 (29)	87 (75)	19 (3)	47 (16)	1 (0)	3 (1)	112 (26)	61 (39)	438 (189)	6,520 (2,168)		

() 内の数字は西部の再掲である。

令和4年度一時保護委託は438人で、昨年度に比べ、102人減少している。

⑦ 一時保護所の年間行事及び日課

規則正しい生活習慣を身につけられるように、日課（週・日々）に従って生活している。
家庭的な雰囲気も大切にし、季節行事や誕生会等も開催している。

ア 年間行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	合同 防災訓練 こどもの日		七夕			ハロウィン		大掃除 クリスマス	初詣 書初め	節分	ひな祭り

イ 日課

時間	日課
6:45	起床・洗面・掃除
7:30	朝食
8:30	朝学（百マス計算問題等）
9:30	朝礼 ラジオ体操
10:00	学習
11:30	学習片付け
12:00	昼食 昼休み
13:00	学習
14:00	午後の日課
15:00	おやつ 入浴・洗濯物の片付け等 余暇
18:15	夕食 日記・余暇 就寝の準備
21:00	終礼（小学生以下消灯）
22:00	消灯

ウ 週間時間割

区分	午 前		午 後	
		10:00～11:30		13:00～ 14:00
日	ハウスタイム		ハウスタイム	
月	学 習	学 習	学 習	寮内清掃
火	学 習	野 外 活 動		
水	学 習	学 習	学 習	屋外清掃
木	学 習	学 習	学 習	図 工
金	学 習	学 習	学 習	ハウス タイム
土	写 本	写 本	ハウスタイム	

7 閉庁時の電話対応及び処理状況

児童虐待防止対策支援事業の1つとして、平成17年度より夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図っている。現在一時保護所において、24時間・365日体制で、電話による相談の受付をしており、緊急時にも対応できる体制になっている。

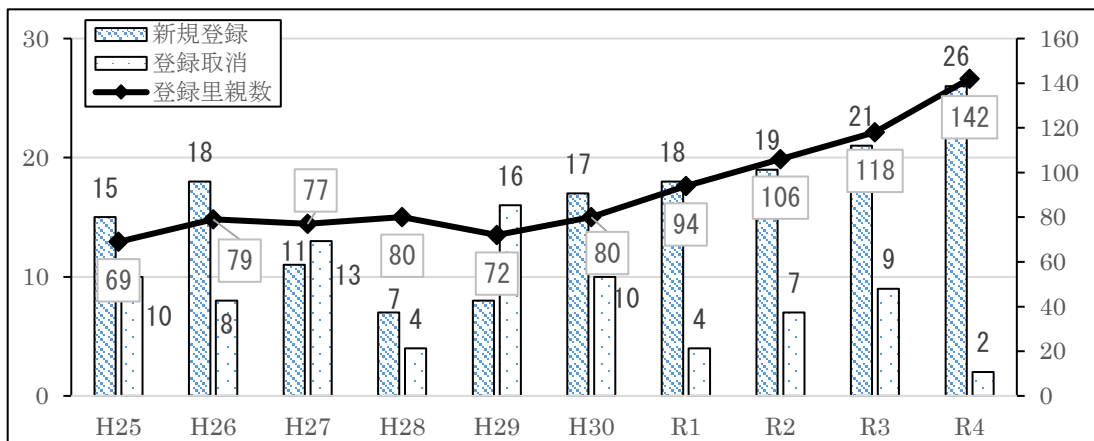
(件)

電話受付時間帯 (8:30~17:00は 土日祝日の受付)	R3年度		R4年度		詳 細	R3年度	R4年度	
	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)	電話 件数 (件)	通話 時間 (分)				
8:30~9:30	205	877	130	494	内 容	養 護	13	8
9:30~10:30	182	921	155	585		虐 待	130	111
10:30~11:30	181	875	142	730		非 行	2	0
11:30~12:30	153	729	114	639		育 成	2	1
12:30~13:30	139	614	118	733		女 性	20	14
13:30~14:30	144	737	112	505		苦 情	229	227
14:30~15:30	161	848	115	455		相 談	423	432
15:30~16:30	138	598	134	825		関係機関	1,402	1,246
16:30~17:30	162	619	155	718		無 言	111	53
17:30~18:30	455	1,246	397	871		取次事項	2,067	1,539
18:30~19:30	592	1,366	585	1,390		ハウス	432	410
19:30~20:30	550	1,614	524	1,402		そ の 他	224	294
20:30~21:30	448	1,403	352	1,277		合 計	5,055	4,335
21:30~22:30	358	1,470	312	1,228		性 別	男	1,950
22:30~23:30	246	1,265	190	963	女		3,019	2,431
23:30~0:30	173	709	188	618	不 明		86	53
0:30~1:30	126	513	92	348	合 計	5,055	4,335	
1:30~5:30	238	961	176	580	処 理 方 法	連絡事項	2,690	2,035
5:30~6:30	37	143	50	124		指導助言	34	22
6:30~7:30	86	397	106	272		関係機関 紹 介	63	62
7:30~8:30	281	682	188	411		ハウス	1,045	933
総 合 計	5,055	18,587	4,335	15,168		発 信	998	966
					そ の 他	225	317	
					総 合 計	5,055	4,335	

8 里親・里子の現況

(1) 里親登録の状況

①登録里親数の推移



②里親の種類別登録（認定）状況

里親の区分	里親登録数 (R5.3.31現在)	R4年度	
		新規登録(認定)件数	取消件数
養育里親	101組	16組	2組
(再掲)専門里親	2組	0組	0組
養子縁組里親	41組	10組	0組
親族里親	0組	0組	0組
登録(認定)里親総数	142組	26組	2組

注) *養育里親と養子縁組里親の二重登録者は29組で登録(認定)里親実数は113組である。

*令和4年度末現在の委託里親数は28組(養育里親24組、養子縁組里親4組)である。

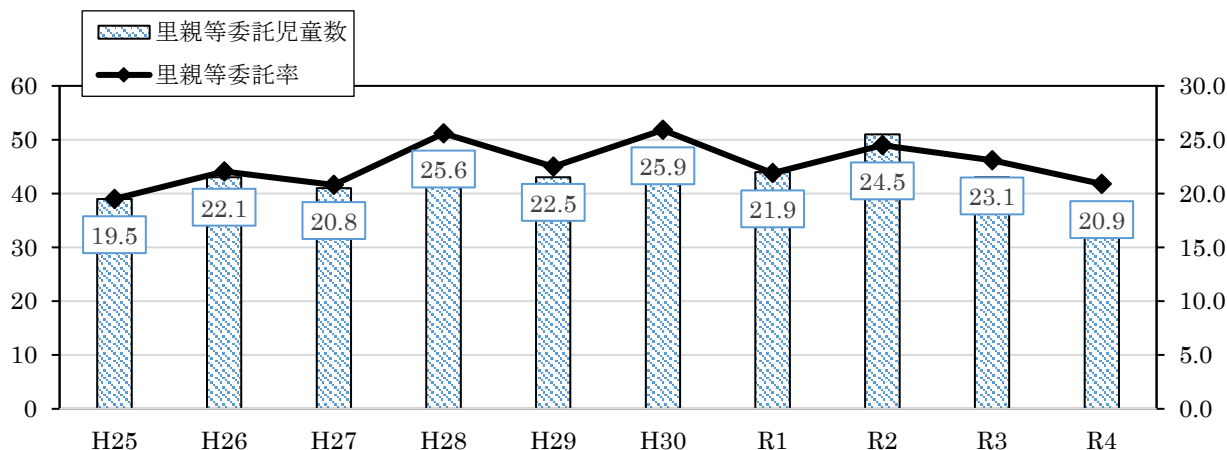
*県下のファミリーホームは4事業所で、定員は23人である。

(2) 里親委託の状況

① 里親等委託児童数及び里親等委託率の推移

(人)

(%)



② 里子の性別・年齢別委託状況 (R5.3.31 現在)

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
男	9	2	8	3	22
女	5	4	3	2	14
計	14	6	11	5	36

注) * 県外の養育里親への委託2人及びファミリーホームへの委託11人を含む

③ 里親への一時保護委託の推移

年度	委託児童数等	乳幼児	小学生以上	計	委託里親実数
2年度	委託児童数(実数)	54	21	75	28
	委託日数(延べ)	1,006	285	1,291	
3年度	委託児童数(実数)	41	7	48	18
	委託日数(延べ)	721	77	798	
4年度	委託児童数(実数)	42	3	45	23
	委託日数(延べ)	753	59	812	

(3) 週末ファミリー事業

児童福祉施設等の入所児童が、週末や夏季休暇等連続した休暇の期間を利用して、委託家庭(週末ファミリー宅)において家庭生活を体験した。週末ファミリー(週末里親)は、申請に基づき香川県が認定・登録を行っている。

令和4年度の登録者は、新規に3組が登録され102組となった。今年度は8組のファミリー一宅で、13名の子どもが95回、延べ164日の家庭生活を体験した。

(4) 里親制度普及促進事業

① 養育里親研修の実施状況

研修の区分	内 容	開催回数	参加者数	実習受入施設
基礎研修	講義・演習(1日間)	3回	23名	
	施設見学実習(1日間)	3回	36名	一時保護所
登録前研修	講義(1日間)	3回	36名	
	演習(1日間)	3回	36名	
	養育実習(2日間)	3回	23名	児童養護施設3
更新研修	講義・演習(1日間)	2回	21名	
	養育実習(1日間)	1回	0名	一時保護所

* 研修講師：児童相談所職員、里親支援機関職員、先輩里親、養親等

② 普及啓発の状況

事業の区分	開催年月日及び内容
里親制度説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて里親支援機関が里親制度ミニ説明会を行った。 ・普及啓発 DVD 上映及び里親体験発表 R5. 10. 16 : サンメッセ香川 参加者 25 名 R5. 10. 29 : みとよ未来創造館 参加者 16 名
特別養子縁組制度説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組制度説明会を行った。 ・制度についての説明及び特別養子縁組により子どもを迎えた養親の体験発表 R4. 12. 18:西部子ども相談センター 参加者 17 名
パネル展示	R4. 10 月～11 月 : パネル展示(高松市との共催事業)
広報誌掲載	県下全市町等に広報誌への里親制度普及啓発記事の掲載を依頼
リーフレット配布	里親委託及び里親制度の普及のためリーフレットを市町村や里親支援機関、子育て支援関連団体へ配布した。

(5) 里親委託推進・支援等事業

① 里親サロンの開催状況

サロンの区分	開催年月日	内 容	参加者
特別養子縁組親子サロン	第 1 回 (R4. 8. 24)	養子縁組里親・里子や養親・養子等を対象に、同じ立場で安心して交流できる機会を提供し、情報交換や養育技術の向上を図ることを目的に実施。	11 名
	第 2 回 (R4. 10. 1)		16 名
	第 3 回 (R5. 1. 30)		11 名
	第 4 回 (R5. 3. 12)		13 名

* 特別養子縁組親子サロンには、里親・養親に加えて、児童相談所職員も参加している。

② レスパイト・ケア実施状況

令和 4 年度中に 3 組の里親がレスパイト・ケアを受け、3 人の里子を登録里親 3 組へ延べ 15 日間の委託をした。

③ 里親支援機関実務者会

構 成 員 : 乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童相談所等

実施回数 : 12 回

内 容 : 里親支援に関する情報共有、里親支援機関が実施する家庭訪問や里親サロンの企画・運営、また地域での啓発活動についての検討を行っている。

(6) 香川県里親会事務局業務

① 里親里子交流事業

開催年月日	事業内容	参加者数
R5. 6. 5 講演会	テーマ：親子関係の気づきと築き「トリプルP子育てプログラム」 を通して 会場とオンライン両方での開催 講師：香川大学医学部助教 鈴木 裕美氏	34名
R4. 8. 7 四国水族館	水族館への遠足。新型コロナがまん延して以降初めてのお出かけ 行事で子ども達がとても楽しそうにしていた。	30名
R5. 3. 26 まんのうウォーク	雨天であったため、まんのう町かりん会館で風船やバトミントン をして交流。お昼には各自が持参したお弁当を食べた。	24名

② 四国地区里親研修会

令和4年度は愛媛県で開催し、3名の里親の参加があった。

開催年月日：令和4年9月11日

会 場：愛媛県男女共同参画センター

内 容：情勢報告、里親による体験発表等

③各種研修会参加状況

- ・第1回里親会会長研修会（令和4年10月27日～28日）東京都 参加者：里親1名
- ・全国里親大会（令和4年10月8日～9日）山梨県 参加者：里親1名
- ・第2回里親会会長研修会（令和5年1月28日～29日）東京都 参加者：里親1名

9 特別事業の現況

(1) ふれあい心の友（メンタル・フレンド）訪問援助事業

① 趣旨

不登校の状態にある児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、教育分野と連携しつつ、児童や家庭に対する総合的な援助をすることを目的として実施するものである。

② 事業の内容及び実施状況

ひきこもり不登校児童や不登校に至ることが心配される児童に対して、児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタル・フレンド）をその家庭に派遣し、児童の話し相手や遊び相手になる等ふれあいを通じて児童の福祉の向上を図った。

ア メンタル・フレンド登録者

14名（男性5名、女性9名）

イ メンタル・フレンド在学学校または所属先

香川大学（大学院含む）：6名 四国学院大学：5名 社会人：3名

ウ メンタル・フレンド派遣対象児童

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
男						1				1			2
女												2	2

エ 活動状況

月1回2時間程度の活動で、活動回数は28回であった。

そのうち研修会・活動報告会を下記のとおり実施した。

回数	開催年月日	参加人数(人)	内 容
1	R5. 1. 6	1	メンタル・フレンド経験発表 講話『不登校児童への関わり方 ～学校へ行かない 子どもの心理～』について グループワーク

(2) 児童虐待防止相談機能強化事業

① 趣旨

児童虐待が複雑多様化する中、児童に関わる各分野の職員を対象に、児童虐待に対する専門性の向上や対応力の強化のため、研修会を開催するものである。

② 事業の内容及び実施状況

児童福祉・教育に関連する職場に従事する人を対象に、外部講師を招いて研修会を開催した。
令和4年度はオンラインでの実施となった。

—講演—

日時 令和4年11月27日 13時30分～16時30分

テーマ 「自傷行為の理解と援助」

講師 松本 俊彦 氏（国立精神・神経医療研究センター）

参加者 82名

10 家庭支援相談事業等の現況

(1) 家庭支援電話相談（子どもと家庭の電話相談）事業

家庭や地域での児童の養育機能の低下などにより、児童に関する問題が複雑・多様化している。そこで、子どもや家庭等の悩みや問題等に対し、専門電話による相談を通じて早期に適切な援助を行うことを目的とする家庭支援電話相談を行っている。

ア 電話相談受付状況の推移（年度・月別受付状況） (件)

内訳	30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	相談件数	無言・いたずら	受付総件数	相談件数	無言・いたずら	受付総件数	相談件数	無言・いたずら	受付総件数	相談件数	無言・いたずら	受付総件数	相談件数	無言・いたずら	受付総件数
件数	758	136	894	681	96	777	626	127	753	537	173	710	459	141	600

イ 相談年齢別内訳の推移 (件)

区分	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
乳幼児	168(22.1)	149(21.9)	126(20.1)	126(23.5)	96(20.9)
小学生	264(34.8)	226(33.2)	225(35.9)	136(25.3)	154(33.6)
中学生	99(13.1)	94(13.8)	117(18.7)	104(19.4)	100(21.8)
高校生	90(11.9)	87(12.8)	65(10.4)	101(18.8)	64(13.9)
その他	137(18.1)	125(18.3)	93(14.9)	70(13.0)	45(9.8)
計	758(100.0)	681(100.0)	626(100.0)	537(100.0)	459(100.0)

(注) () 内は%

ウ 相談種類別内訳の推移 (件)

区分	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養護相談	25(3.3)	16(2.3)	20(3.2)	13(2.4)	32(7.0)
保健相談	4(0.5)	11(1.6)	19(3.0)	14(2.6)	13(2.8)
障害相談	23(3.0)	19(2.8)	28(4.5)	23(4.3)	44(9.6)
非行相談	16(2.1)	23(3.4)	13(2.1)	17(3.2)	15(3.3)
育成相談	409(54.0)	326(47.9)	301(48.1)	254(47.3)	231(50.3)
その他	281(37.1)	286(42.0)	245(39.1)	216(40.2)	124(27.0)
計	758(100.0)	681(100.0)	626(100.0)	537(100.0)	459(100.0)

(注) () 内は%

エ 電話相談内容（性別・年齢層・相談者・対応方法）

TEL：862-4152 受付分

内訳	性別		対象年齢層					相談者					対応方法					
	男 性	女 性	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	父	母	本 人 （ 18 歳 未 満 ）	本 人 （ 18 歳 以 上 ）	そ の 他	専 門 相 談	関 係 先 紹 介	面 接	助 言 指 導	児 童 福 祉 司 引 継 ぎ	そ の 他
計(件)	245	292	126	136	104	101	70	44	335	20	68	69		20		465	51	1
比率 (%)	45.6	54.4	23.5	25.3	19.4	18.8	13	8.2	62.4	3.7	12.8	12.9		3.7		86.6	9.5	0.2

オ 電話相談内容（相談種類別）

TEL：862-4152 受付分

内訳	虐 待	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症	ぐ ん 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
	計(件)		13	14			23				17		93	47	10	104	216
比率 (%)		2.4	2.6			4.3				3.2		17.3	8.8	1.9	19.3	40.2	100.0

(2) 嘱託弁護士相談

平成 27 年度より 1 名の嘱託弁護士が、また令和元年度からは、中央に 3 名、西部に 1 名の嘱託弁護士が非常勤で配置された。これにより毎週月曜日から金曜日までの間、中央と西部のいずれかの弁護士に相談できる体制が整った。内容は、児童相談における法的対応についての助言をはじめ、法第 28 条申請等の書類作成や援助方針会・虐待受理会等における助言など多岐にわたり、ケースワークに活かされている。

(3) 児童家庭専門家相談

児童虐待対応や援助困難ケース等について、医師、臨床心理士、元児童相談所職員等（計 3 名に委嘱）から助言、SV を受けることで、迅速かつ適切な対応を図っている。

(4) 児童養護施設等援助困難事例検討会

平成 14 年度から児童養護施設等の援助困難事例を募り、スーパーバイザーによる助言を受けることにより、入所児童や保護者に対する施設職員の援助技術の向上を図っている。

開催年月日	事例提供施設	講師	参加人数(人)
R4. 6. 13	若竹学園	龍谷大学教授 森田喜治 氏	42
R4. 12. 19	讃岐学園	同上	27

11 児童虐待問題対策

(1) 市町要保護児童対策地域協議会

令和3年度末現在、「要保護児童対策地域協議会」は8市8町、「児童虐待防止の機能を持つネットワーク会議」は1町に設置されている。代表者会議、実務者会議を始め、個別ケース検討会議に出席し、個別支援を市町と連携して行った。

中央は、高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町の3市4町、西部は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾川町、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の5市5町を管轄している。

(2) 児童虐待事例検討会

県及び市町の虐待事例等における児童相談業務を強化するため、児童虐待防止に精通した実務者を講師として迎え、専門的見地からの助言を受けた。

(件)

回数	開催年月日	検討事例	合計
第1回	R4.7.19	4（中央2、西部2）	4
第2回	R4.10.18	4（中央2、西部2）	4
第3回	R5.2.21	4（中央2、西部2）	4

(3) 保護者カウンセリング事業

児童虐待を行った保護者等に対し、精神科医（3名に委嘱）や臨床心理士（3名に委嘱）によるカウンセリング等を実施し、児童虐待の再発防止を図っている。

(4) 保護者等指導・支援事業

児童虐待により施設入所等となった児童と保護者の家族再統合に向け、必要と認められるケースについて児童福祉司等が家族再統合プログラムを作成し、児童と保護者双方への支援を行っている。多角的な見地に基づく効果的な家族再統合プログラムの作成に向け、児童福祉司等が精神科等の医師（3名に委嘱）や臨床心理士（2名に委嘱）から内容に係る助言を受けるとともに、精神科医や臨床心理士が保護者等に対するカウンセリング等を実施することで、家族再統合を図っている。

(件)

年度 区分	H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部	中央	西部
家族再統合プログラム 実施件数	30	44	44	53	61	72	82	87	98	54

※ 当該年度中に新たにプログラムを開始した件数。

12 香川県児童福祉審議会児童相談部会の開催

回数	開催年月日	審議事項等
1	R4. 6. 20	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 9件 2 法第28条による申立に係る報告案件 1件 3 令和3年度第3回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 52件
2	R4. 10. 17	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 4件 2 特別養子適格の確認の審判の申立に関する審議案件 1件 3 法第28条による申立に係る報告案件 3件 4 令和4年度第1回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 72件
3	R5. 2. 20	1 里親になることを希望する者の認定に関する審議案件 10件 2 被措置児童等虐待に関する報告案件 1件 3 法第28条による申立に係る報告案件 1件 4 令和4年度第2回部会開催後に実施した職権保護等ケースの報告案件 55件

13 関係機関との連携

子どもや家庭が抱える問題は複雑・多様化しており、関係機関の連携によるネットワーク構築とその活用による援助が必要となっている。令和4年度においても各関係機関との情報交換会等を開催し、互いの組織の役割や機能について理解を深め、情報の共有を図りより良い連携ができる体制づくりを行った。

(1) 警察と児童相談所の情報交換会

児童虐待・非行・女性相談における警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するために情報交換会を開催した。

開催年月日	協議内容	参加人数 (人)
R4. 8. 31	① 子ども女性相談センターにおける児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ② 警察署における児童虐待・非行・女性相談の対応状況について ③ 警察署と子ども女性相談センターとの連携の在り方について ・警察の捜査が並行して行われる場合の一時保護解除について ・学校等訪問時の調査における調査の主体について ・身柄付通告の初動調査の引継ぎについて ・通告元の秘匿について	27

・R4. 12. 1 警察と児童相談所等による児童虐待事案対応合同訓練

目的：児童虐待事案について更なる連携の強化と児童の安全確認及び安全確保を最優先とした現場対応能力向上を図る。

場所：県警察学校

内 容：講義（立入調査、臨検・捜索について）

想定訓練1 立入調査

想定訓練2 臨検・捜索

検討会

参加機関：県子ども家庭課、高松地方検察庁、県警察本部、各警察署、児童相談所、高松市

(2) 教育委員会と児童相談所の情報交換会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R4. 8. 23	① 児童相談所における児童虐待・非行対応等の現状について ② 児童相談所一時保護所の現状と児童指導・教育の現状について ③ 女性課におけるDV対応の現状について ④ 児童虐待・非行対応等における教育委員会と児童相談所との連携に関する意見交換について ・自殺念慮が見られる生徒への対応について ・虐待事案への対応に関する教育委員会との連携について	30

(3) 児童虐待事件等に関する司法機関との連携

少年法等の改正を受けての、少年事件に関する実務上の運用と連携について少年保護関係機関で確認が必要なほか、児童虐待事案に関しても司法面接の運用などの面で、司法機関との緊密な連携が求められている。

○少年保護関係機関と家庭裁判所との連絡協議会

開催年月日	協 議 内 容	参加人数 (人)
R4. 10. 21	① 少年法等の改正に伴う新たな手続きの運用と連携について ② 少年事件に関する実務上の諸問題について	30

○高松地方検察庁との連携

平成26年度に始まった高松地方検察庁との連携では、令和3年度はオンラインでの開催となっていた司法面接プロジェクトチーム会議が集合開催で再開でき、司法面接の運用や課題について検討した。

- ・逮捕事案に関する処分前カンファレンスの実施
- ・司法面接の施行
- ・司法面接プロジェクトチーム会議（①R4. 12. 1 ②R5. 3. 22）

(4) 見学研修の受入

各関係機関と相互にそれぞれの役割の理解を深めスムーズな連携が図れるように、関係機関からの見学研修について依頼に応じて積極的に受け入れた。

警察官（5）、教員、教委スクールサポートチーム員、市議会議員、学生（大学生3回、高校生3回）など対象に年間12回行った。

14 職員研修の状況

回数	開催年月日	研修内容	講師
1	R4. 4. 4 R4. 4. 18	令和4年度人事異動に伴う実務研修	所長、各課長ほか
2	R4. 8. 30	児童福祉法改正と今後の社会的養育体制	厚生労働省子ども家庭局総務課書記 胡内 敦司
3	R4. 9. 28	児童相談所の体制強化のこれまでとこれから	香川県子ども女性相談センター次長兼相談支援課長 山下 晶子

15 地域連携支援の現況

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正に伴い、県（児童相談所）と市町の役割が明確化されたことを踏まえ、それぞれが役割・責務を理解し、適切な協働・連携が図られるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等を推進するための地域連携体制づくりに取り組むことを目的とし、平成 29 年 4 月に地域連携支援室を設置した。

地域連携支援室では、市町への事案送致・指導措置委託に関連する業務を行うとともに、要保護児童対策調整機関の調整担当者や児童福祉司等を対象とした研修を企画・実施することにより児童相談所職員と市町職員の専門性向上を図っている。また、市町等からの依頼を受け、児童の福祉に関する助言や援助、会議運営等に関する助言、テーマに応じた研修講師の派遣等も行い、地域の支援力の向上に努めている。

(1) 事案送致・指導措置委託の状況

香川県が作成した「虐待事案に係るアセスメントシート」及び「一時保護に係る緊急度アセスメント票」を活用し、緊急性がなく、市町による対応が可能、あるいは市町による対応が望ましい事案については、市町担当部署と事前協議を踏まえた上で事案送致及び指導措置委託を行っている。

<総数>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	14	0	143	12	44	0	213
指導措置委託	1	0	0	0	2	0	3

※指導措置委託：当該年度新規ケース数

<中央>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	5	0	36	8	14	0	63
指導措置委託	1	0	0	0	2	0	3

<西部>

	虐待				養護	その他	合計
	身体的	性的	心理的	ネグレクト			
事案送致	9	0	107	4	30	0	150
指導措置委託	0	0	0	0	0	0	0

(2) 義務研修の実施状況 ※各研修において科目が重複する場合があります、日程が重複している。

研修区分	開催時期	受講者数 (部分受講含む)	修了者数
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	6月14日、21日、28日、 7月5日、12日、26日 (計6日間)	45人	16人
児童福祉司任用前研修	※受講対象者なし		
児童福祉司任用後研修	6月28日 11月8日、15日、22日 12月13日、20日(計6日間)	17人	9人

(3) 地域連携支援室主催の研修の実施状況

研修区分	開催時期・内容	参加人数
児童福祉司任用資格認定講習会	※受講対象者なし	
保護者指導・支援力向上研修会	R5.2.13(月) ・『対応困難な保護者への関わり方について』 講師 西部子ども相談センター 児童虐待対策課長 飛田 英士 氏 ・『児童虐待の発生防止に向けた保護者指導・支援』 講師 元 西部子ども相談センター所長 宮武 泰子 氏	42人
	R5.2.22(水)、R5.3.3(金) 『CAREプログラムを学ぶ』 講師 岡山市こども総合相談所 副主査 神田かおり 氏 副主査 三宅 陽香 氏	【2/22】27人 【3/3】18人
	R5.3.3(金) 『愛知県における虐待家族対応の実態』 講師 愛知県尾張福祉相談センター センター長 前田 清 氏	27人

(4) 研修会講師助言者派遣状況

開催年月日	研修会名等	研修テーマ	対象者	参加人員
R4. 4. 27	教育相談連絡協議会	児童虐待の現状と課題	県立学校教職員・SSW・SCW	約 50
R4. 5. 19	観音寺市主任児童委員部会	児童虐待の現状と対応について	観音寺市主任児童委員	約 20
R4. 6. 23	斯道学園職員研修会	熱中症対策	斯道学園及びみねやま分校職員	15
R4. 7. 11	三木町研修会	児童虐待の現状と課題	三木町立教育機関の関係者	21
R4. 8. 1	東かがわ市所属内研修会	面前 DV(心理的虐待)における対応について	東かがわ市子育て支援課職員	5
R4. 8. 2	宇多津町教育連携夏季研修会	宇多津町の児童虐待について	宇多津町教育委員会・教員	33
R4. 8. 9	まんのう町民生児童委員研修会	ヤングケアラーについて	まんのう町民生委員・児童委員	70
R4. 8. 17	香川県教員初任者研修(小・中)	児童虐待の現状と課題	香川県教員初任者	約 110
R4. 8. 24	高松市教職 1 年経験者研修会	児童虐待への理解と対応	高松市教員 1 年経験者	約 70
R4. 8. 25	琴平町要対協代表者・実務者会議	要保護児童対策協議会の役割と目的	琴平町要対協代表者等	約 20
R4. 9. 5	土庄町虐待防止ネットワーク協議会	児童虐待の基礎を学ぶ	土庄町虐待防止等ネットワーク協議会会員	約 20
R4. 9. 12	東かがわ市所属内研修	メンタルヘルス問題を抱える家族への対応について	東かがわ市子育て支援課職員	6
R4. 10. 3	東かがわ市所属内研修	ヤングケアラーの現状について	東かがわ市子育て支援課職員	5
R4. 10. 25	三豊市まかせて会員養成講座	子どもの虐待と子育て支援者の役割	まかせて会員養成講座の受講者	10

R4. 10. 27	綾川町要保護児童対策地域協議会実務者会議研修会	要保護児童対策地域協議会の役割と目的	綾川町要対協実務者	約 20
R4. 11. 7	三木町民生委員児童委員研修会	香川県の子どもの虐待防止対策について	三木町民生委員児童委員	52
R4. 11. 16	三豊市民生委員児童委員協議会定例研修会	児童虐待防止について	三豊市民生委員・児童委員	146
R4. 11. 30	東かがわ市要保護児童対策地域協議会実務者会議研修会	要保護児童対策地域協議会の役割と目的	東かがわ市要対協実務者	約 20
R4. 12. 16	土庄町虐待防止等ネットワーク会議	ヤングケアラーの現状について	土庄町虐待防止等ネットワーク協議会会員	約 20
R4. 12. 22	斯道学園職場研修	吐物処理をマスターしよう	斯道学園、みねやま分校の職員	11
R4. 12. 26	高松市児童対策協議会委員研修会	児童虐待への対応と高松市児童対策協議会の役割について	高松市児童対策協議会委員	約 25
R5. 1. 16	東かがわ市所属内研修	虐待が疑われる児童のインテーク面接	東かがわ市子育て支援課職員	4
R5. 1. 16	東かがわ市所属内研修	愛着障害と発達障害	東かがわ市子育て支援職員	4
R5. 1. 19	香川大学法学部少年法特別講義	児童相談所・児童自立支援施設の役割	香川大学学生	63 名
R5. 1. 23	綾川町こども園職員研修会	児童の入所施設における人権擁護の取り組みについて	綾川町立こども園の先生	約 40
R5. 1. 26	斯道学園職員研修会	児童自立支援施設における子どもの人権擁護について	斯道学園職員	18
R5. 2. 9	斯道学園職員研修	施設における子どもの入所支援とアドボカシー	斯道学園職員	約 20
R5. 3. 7	讃岐学園職員研修	子どもの権利擁護と入所支援	さぬき学園職員	23

(5) アウトリーチ型市町支援状況

市町の相談支援力向上を図ることを目的に、令和3年度から県内全市町に対しアウトリーチによる支援を本格運用している。

要保護児童対策地域協議会運営に係る支援 (代表者会議、実務者会議、進行管理会、受理会への同席等)	70回
ケースに係る支援 (家庭訪問や面接への同席、ケース会議への同席等)	70回
研修・講演会の実施 (市町のニーズに応じた研修、スキルアップ研修等)	14回
その他 (事例検証、マニュアル作成への助言、その他業務相談)	11回

(6) 施設連絡会開催の状況

児童を措置している児童福祉施設等と連携を密にするため、施設連絡会を開催した。

開催年月日	施設名	議 題	参加人数
R4. 5. 31	亀山学園	(共通議題) 「施設における暴力の防止と安全の確立に向けた取り組み」 ・ケースの支援方針について	43人
R4. 6. 29	讃岐学園	・措置に関する諸手続き様式一式取り扱いについて ・18歳成人にあたっての取り組み	39人
R4. 6. 23	恵愛学園	・多忙な勤務の中でのより良い働き方の工夫について ・18歳成人にともなう児相の役割の変化について	27人
R4. 9. 6	神愛館		21人
R4. 5. 24	若竹学園	・施設における教育の保障について	28人
R4. 11. 29	斯道学園		17人
R4. 7. 4	自立援助ホーム(合同)	・各施設における現状と課題	32人
R5. 2. 1	ファミリーホーム(合同)		13人

(7) 実習生の受入れ状況

大学において社会福祉を学び、社会福祉士等の取得を目的とする実習生を受け入れた。

受入日	大学名	実習科目	受入人数
R4. 8. 22～ R4. 9. 26	高知県立大学	児童相談所業務全般(子どもハウスを含む)	2名

(8) 児童福祉施設等指導監査補助の状況

子ども家庭課が行う、児童福祉施設等指導監査において、処遇面の監査補助を行った。

実施年月日	施設名	施設種別	備考
R4. 10. 19	恵愛学園	児童養護施設	
R4. 10. 20	亀山学園	児童養護施設	
R4. 11. 4	ひいらぎ	自立援助ホーム	
R4. 11. 11	斯道学園	児童自立支援施設	相談支援課職員が実施
R4. 11. 25	ファミリーホームみなと	ファミリーホーム	
R4. 11. 30	丸亀おひさま荘	自立援助ホーム	
R4. 11. 30	nature	自立援助ホーム	
R4. 12. 5	神愛館	乳児院	
R4. 12. 26	笑顔	ファミリーホーム	
R5. 1. 16	響 ～HIBIKI～	自立援助ホーム	
R5. 1. 16	歩 ～AYUMI～	自立援助ホーム	
R5. 1. 16	ファミリーホームサクラ	ファミリーホーム	
R5. 1. 17	若竹学園	児童心理治療施設	
R5. 1. 24	讃岐学園	児童養護施設	
R5. 2. 10	ファミリーホーム想	ファミリーホーム	
R5. 2. 16	こんぴら鞆橋荘	自立援助ホーム	

女性相談部門

第3 女性相談の概要・業務実績

1 業務の内容

(1) 相談

配偶者からの暴力や人間関係、経済問題など日常生活を営む上での女性の抱える悩みについて、来所、電話、メール、法律相談により相談に応じている。本人の人権や意思を尊重しながら、よりよい支援に努めている。

(2) 調査、判定及び心理的援助

相談を受けた女性やその家庭環境等について必要な調査を行うとともに、本人の同意を得たうえで、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、それに基づきカウンセリングなどの心理的援助を行っている。

(3) 一時保護

保護することが必要な女性については、一時保護を行い、安全、安心な生活を確保し、今後の生活の方向性や問題解決等について、精神的ケアを含めた支援を行っている。

また、同伴児童に対して保育を実施し、心理判定員による心理面接、プレイセラピーを実施し、同伴児童の心のケアを含めた援助を行っている。

(4) 婦人保護施設「玉藻寮」

一時保護を行った女性のうち、引き続き援助が必要な女性は、本人の意思に基づき婦人保護施設「玉藻寮」において、自立に向けた支援を行っている。

また、退所にあたっては、「退所者アンケート」を実施し、サービスの質の向上を図っている。

(5) アフターケア

婦人保護施設退所者については、退所前に関係者会を開催するなどにより、必要に応じて地域の関係機関に支援を依頼している〔母子生活支援施設と連絡を取り合う、福祉事務所のケースワーカーや女性相談員に訪問を依頼する、児童相談所への通所相談や障害福祉サービスの利用につながる等〕。

また、必要に応じて当センターの職員が、退所者の電話・来所相談、裁判所や弁護士事務所への付き添い、退所後の居住地への訪問、種々の問題解決のための関係機関との連絡・調整などを行っている。

(6) 啓発活動

広く県民に女性相談や女性保護事業について理解を深めてもらうため、女性相談カードや配偶者からの暴力防止リーフレットの配布、関係機関及び各種団体への講師派遣、市町の発行する広報誌への掲載依頼、街頭キャンペーンなどにより、啓発活動に努めている。

また、若年層に理解を深めてもらうために、要請のあった高校等にデートDVの出前講座に向いている。

(7) 自立支援及び関係機関との連絡調整

自立して生活することを支援するため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行っている。

(8) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能

配偶者等からの暴力被害者の相談や緊急一時保護、自立支援などの業務を行っている。

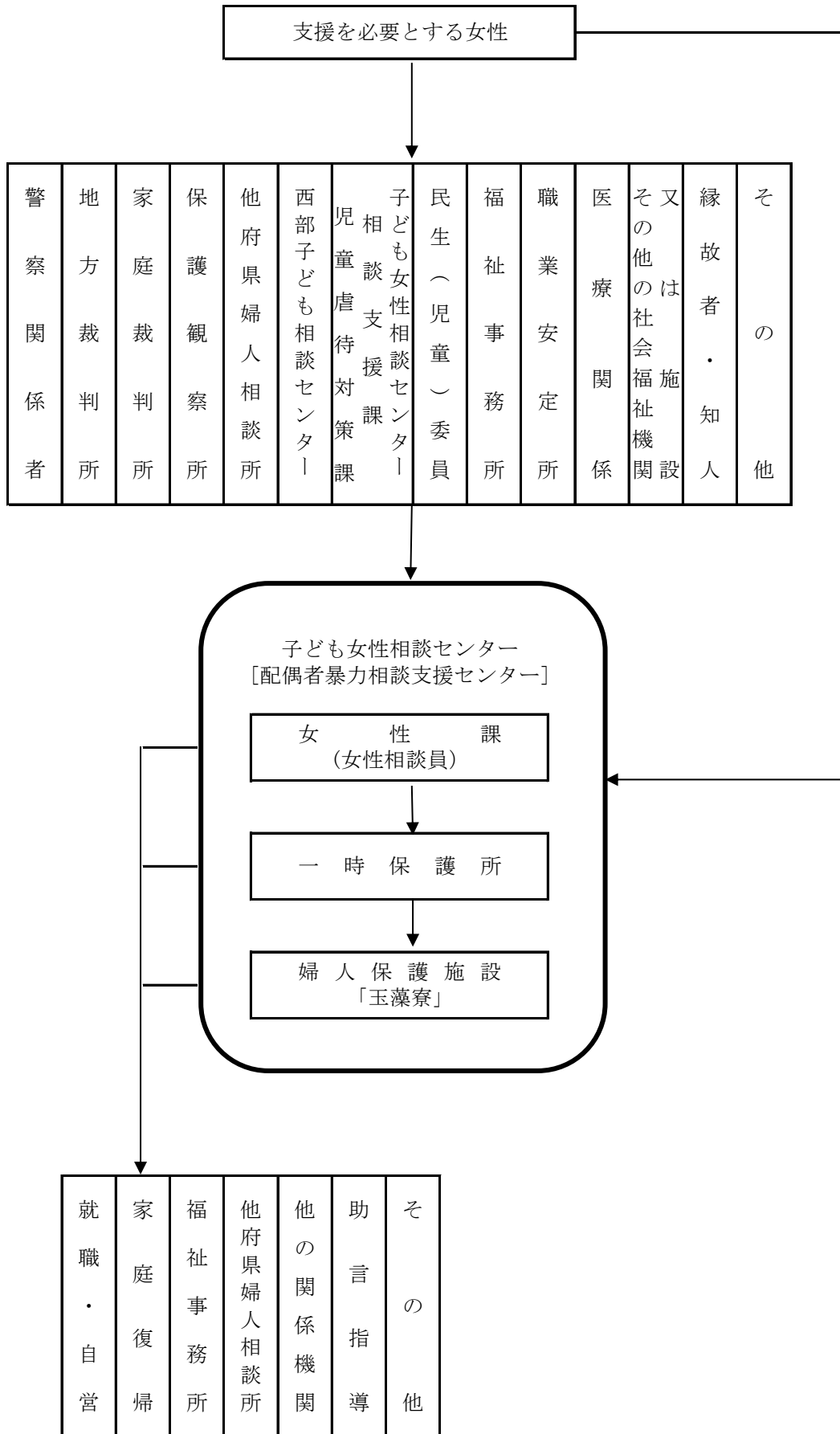
2 女性相談員等の配置状況

女性相談員等は、女性に関する生活の問題、経済の問題、夫婦関係の問題、家庭環境に関する問題等、女性の福祉に関する生活全般の相談に応じ、相談者が安定した生活を営めるように支援を行っている。

(令和5.4.1現在)

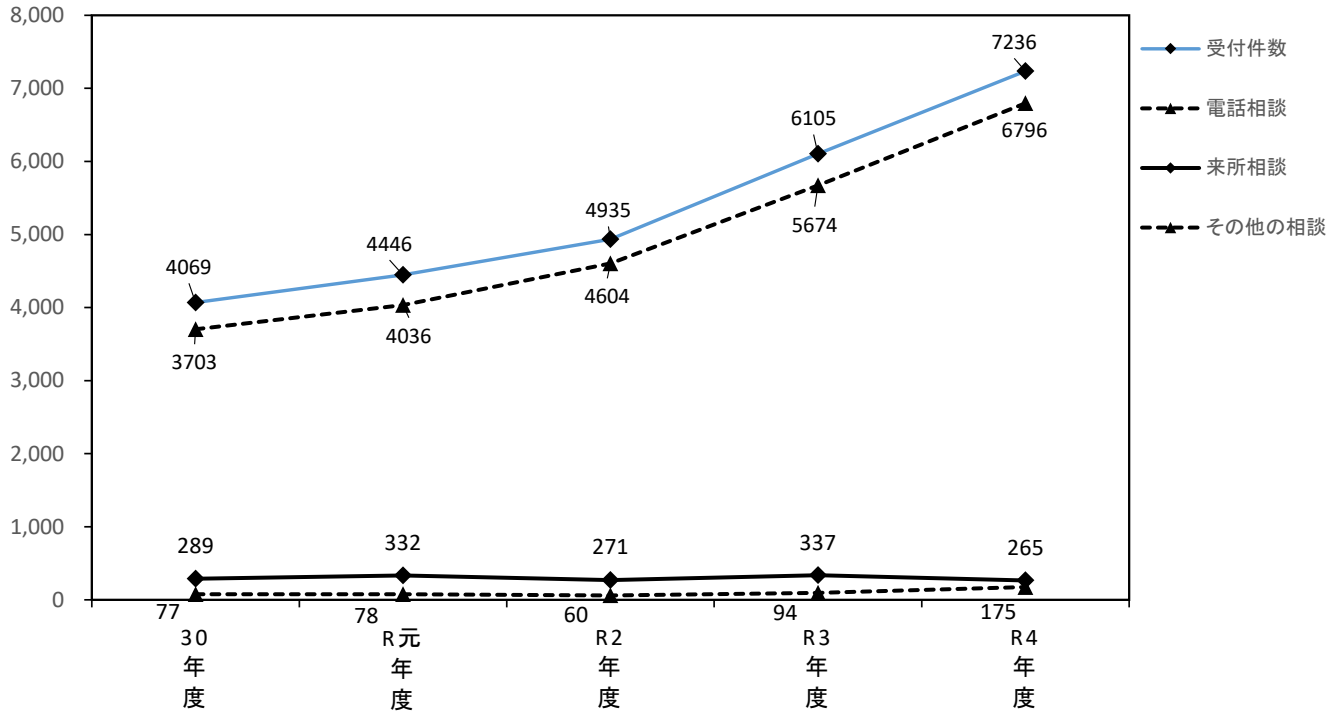
県市別	人員	勤務場所	所在地	電話番号	管轄区域
県	2 (女性相談員)	香川県子ども女性相談センター 女性課	〒760-0004 高松市西宝町 二丁目6-32	(087) 862-8861 相談電話 (087) 835-3211	県全域
	1 (女性相談担当)	東讃保健福祉事務所 保健対策課	〒769-2401 さぬき市津田町 津田930番地2	(0879) 29-8264	香川郡 木田郡
	1 (女性相談員)	中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課	〒763-0082 丸亀市土器町 東八丁目526	(0877) 24-9960	仲多度郡 綾歌郡
	1 (女性相談員)	小豆総合事務所 保健福祉課	〒761-4121 小豆郡土庄町 淵崎甲2079-5	(0879) 62-1373	小豆郡
市	3 (女性相談員)	高松市福祉事務所 こども女性相談課	〒760-8571 高松市番町 一丁目8番15号	(087) 839-2384 相談電話 (087) 839-2384	高松市
	1 (女性相談員)	丸亀市福祉事務所 子育て支援課 家庭児童相談室	〒763-0034 丸亀市大手町 二丁目4-21	(0877) 23-2117 相談電話 (0877) 23-2201	丸亀市
	1 (女性相談員)	坂出市福祉事務所 こども課	〒762-8601 坂出市室町 二丁目3-5	(0877) 44-5027 相談電話 (0877) 44-5027	坂出市
	2 (女性相談員)	善通寺市福祉事務所 子ども課	〒765-8503 善通寺市文京町 二丁目1-1	(0877) 63-6365 相談電話 (0877) 63-6371	善通寺市
	2 (女性相談員)	観音寺市福祉事務所 子育て支援課	〒768-8601 観音寺市坂本町 一丁目1-1	(0875) 23-3957 相談電話 (0875) 23-3957	観音寺市
	2 (女性相談員)	さぬき市福祉事務所 子育て支援課	〒769-2395 さぬき市寒川町 石田東甲935-1	(0879) 26-9905 相談電話 (0879) 26-9933	さぬき市
	1 (女性相談員)	東かがわ市福祉事務所 子育て支援課	〒769-2692 東かがわ市三本松 1172	(0879) 26-1231 相談電話 (0879) 24-1005	東かがわ市
	2 (女性相談員)	三豊市福祉事務所 子育て支援課	〒767-8585 三豊市高瀬町 下勝間2373番地	(0875) 73-3016 相談電話 (0875) 73-3665	三豊市

3 女性保護事業の経路



② 相談件数の推移

(相談件数)



令和4年度の相談受付件数は、7,236件であった。これは過去最多であり、前年度の6,105件を大幅に上回る事となった。

③ 相談経路別受付状況の推移

(件)

経路	相談形態	本人	警察	法務	他の	他の	福祉	他の	社会	医療	教育	労働	民間	知人	その	計
		自身	関係	関係	婦人	婦人	事務所	相談	福祉	関係	関係	関係	シエ	縁故	他	
R2年度	来所相談	250	5			1		9						5	1	271
	電話相談	4,060	103	9	4	127	43	151	6	16	5		16	60	4	4,604
	その他の相談	54<35>						4					2			60<35>
	計	4,364<35>	108	9	4	128	43	164	6	16	5		18	65	5	4,935<35>
R3年度	来所相談	287	1	1			1	33					2	9	3	337
	電話相談	5,103	98	14	9	92	72	140	2	10	4	2	36	71	21	5,674
	その他の相談	83<35>					1<1>						4<1>	6		94<37>
	計	5,473<35>	99	15	9	92	73<1>	173	2	10	4	2	42<1>	86	24	6,105<37>
R4年度	来所相談	226	6			1		30	1					1		265
	電話相談	6,223	99	16	2	83	88	140	9	21	16		12	61	26	6,796
	その他の相談	169<46>					1<1>	1<1>		2<2>				2		175<50>
	計	6,618<46>	105	16	2	84	89<1>	171	10	23	16		12	64	26	7,236<50>

※「その他の相談」はEメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はEメール以外の相談 再掲

④ 年齢別相談受付状況

(件)

区分	18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
来所相談	9	7	35	67	87	37	20	3	265
電話相談	20	56	1,965	402	1,778	867	1,074	634	6,796
その他の相談		6<6>	9<6>	26<21>	115<4>	9<8>	5<5>	5	175<50>
計	29	69<6>	2,009<6>	495<21>	1,980<4>	913<8>	1,099<5>	642	7,236<50>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

⑤ 地域別相談受付状況

(件)

区分	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	不明	計
来所相談	168	14	8	11	3	13	2	9	2	11		12	6	6		265
電話相談	1,672	111	2,408	46	183	57	66	526	20	39		69	148	874	577	6,796
その他の相談	54<43>	1<1>		3<2>	1<1>	102	2	1<1>	1			2<2>	5		3	175<50>
計	1,894<43>	126<1>	2,416	60<2>	187<1>	172	70	536<1>	23	50		83<2>	159	880	580	7,236<50>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(2) 対応状況

(件)

処理状況 年度	助言	他の相談機関を紹介													その他	一時保護	計	
		警察	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	医療機関	法務関係	男女共同参画相談	支援暴力相談被害者センター	地域包括支援センター	児童相談所	面会交流センター	民間シェルター	その他				
来所相談	86	1					6								4	125	43	265
電話相談	5,801	40	3	29	15	28	30	6		12	8				31	793		6,796
その他の相談		14	18	1	70										21	51<50>		175<50>
計	4,967	47	23	24	26	30	26	5	1	2	5			30	65<50>	54	7,236<50>	

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(3) 外国人からの相談受付件数

(件)

	R2年度		R3年度		R4年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	3	4	6	9	9	15
電話相談	4	10	10	24	10	85
その他の相談	1<1>	2<2>	1<1>	2<2>	3<3>	9<9>
一時保護	2	2	2	2	4	5

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

(4) 「女性のための法律相談」実施状況

子ども女性相談センターで受付けた、悩みを抱える女性並びに女性相談員等関係者からの相談に対し、無料で適切な助言を行うことを目的とし、「女性のための法律相談」を平成18年度から開催している。

相談の内容は、夫等からの暴力による離婚問題・男女問題・生活の行き詰まり等の問題に対し、弁護士が応じている。

開催日程：原則は第3月曜日の13:30～15:30（第3月曜日が休日の場合は翌日に変更）

開催場所：香川県子ども女性相談センター

実施回数：年間12回（1回の予約は4名まで受付）

利用者数：4年度 26名

① 相談者の状況 (件)

区分	相談者本人のみ	家相談者本人等と	相談者の親のみ	他相談者の本職人員と	職員のタ	他相談員の女性	関係機関の職員のみ	計
R4年度	25	1						26

② 地域別受付状況 (件)

区分	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	小豆郡	木田郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	不明	計
R4年度	17		1	1		2				3	1	1			26

③ 年代別内訳 (件)

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
R4年度		3	3	12	8			26

④ 法律相談を知ったきっかけ (件)

区分	女性相談電話	来所相談	他の相談機関	広報やちらし等	インターネット	知人・親類等	よるセンター職員提供に	その他	不明	計
R4年度	5	10	1	3	5	2				26

⑤ 主たる相談内容

(件)

区分	離婚問題	夫等との問題	(養育困難・その他) 子どもの問題	(暴力の問題など) 親との問題	男女問題	住宅問題	(サラ金・借金関係) 経済関係	(その他) 経済関係	(医療・出産等) 妊娠・関係	その他	計
R4年度	21	1		1			1			2	26

(5) 研修会実施状況

① 香川県女性相談員等研修会

対象者：女性相談員、女性相談担当者

回数	年月日	研修内容	助言者	参加者
1	R4. 6. 7	女性相談員等初任者研修	講師：高松市子ども家庭課 係長 秋山 洋子 氏 その他、女性課職員が担当	22名
2	R4. 9. 1	事例検討会	助言者： 香川県子ども女性相談センター 所長 有岡 光子 西部子ども相談センター 児童虐待対策課長 飛田 英士	26名
3	R4. 12. 20	事例検討会	助言者： 香川県身体障害者団体連合会 事務局長 増本 一浩 氏 (子ども女性相談センター元所長)	21名

② DV専門研修会

対象者：女性相談員、その他関係機関職員

開催年月日	研修内容	講師	参加者
R4. 10. 21	DV被害者への理解と 支援者のセルフケア	兵庫教育大学大学院 教授 岩井 圭司 先生	53名

③ DV・児童虐待対応連携強化研修会

対象者：女性相談員、その他関係機関職員

開催年月日	研修内容	講師	参加者
R4. 11. 10	DVと児童虐待が併存する ケースの介入と支援 ー強圧的コントロール理解とアセスメント・面接ー	日本福祉大学社会福祉学部 准教授 (社会福祉学博士) 増井 香名子 先生	73名

(6) 普及啓発活動

① 講師派遣実施状況

開催年月日	テーマ	対象者	参加人数
R4. 5. 27	香川県の女性相談体制とDV支援について	地域子育て支援拠点スタッフ等	30名
R4. 5. 27	DVの理解と現状について	第一生命社員	30名
R4. 7. 11	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	小豆島中央高等学校 定時制課程生徒	25名
R4. 10. 17	DVの理解と現状について	小豆島町虐待防止等ネットワーク会議 児童虐待対策・DV対策部会実務者委員	19名
R4. 11. 2	女性課の業務、DV支援等について	四国各県内の人権擁護委員	40名
R4. 10. 31	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	丸亀少女の家	8名
R4. 11. 24	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	笠田高等学校1年生（4クラス）	114名
R4. 12. 14	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	観音寺総合高等学校3年生	241名
R5. 1. 16	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	守里会看護福祉専門学校看護学科1年生	25名
R5. 1. 23	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	四国学院大学社会福祉学部学生	16名
R5. 2. 9	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	四国学院大学社会福祉学部学生	33名
R5. 2. 16	デートDV出前講座 みんなで一緒に考えるデートDV	四国学院大学社会福祉学部学生	8名
R5. 2. 3	デートDV防止の取組みについて	さぬき市要保護児童対策地域協議会 実務者委員	24名
R5. 2. 17	女性相談体制とDV等支援について	母子・父子自立支援員等	15名
R5. 2. 22	DVによる被害実態や与える影響、 被害者の状況・支援等について	高松高等裁判所 刑事事件・少年事件担当 裁判官、犯罪被害者対応職員	40名

② DV防止街頭キャンペーン

児童虐待全国フォーラムの香川県開催により中止し、フォーラムにおいて啓発グッズを配布。

③ DV防止啓発パネル展示

DV防止について、一般県民の理解を深めるためにパネル展示及びパネルの貸し出しを行った。

○ 子どもの虐待防止・DV防止啓発パネル展

日 時 令和4年11月1日（火）～11月7日（月）

場 所 市民交流プラザ

○ じんけんフェスタ2022かがわ

日 時 令和4年12月1日（木）～12月27日（火）

内 容 特設ホームページからのWeb配信

○ 若年層の性暴力被害予防月間パネル展（男女参画・県民活動課 主催）

日 時 令和4年4月11日（月）～4月15日（金）

場 所 県庁ギャラリー

○ 女性に対する暴力をなくす運動（男女参画・県民活動課 主催）

日 時 令和4年11月14日（月）～11月25日（金）

場 所 県庁ギャラリー

5 保護事業の現況

(1) 入所者相談数

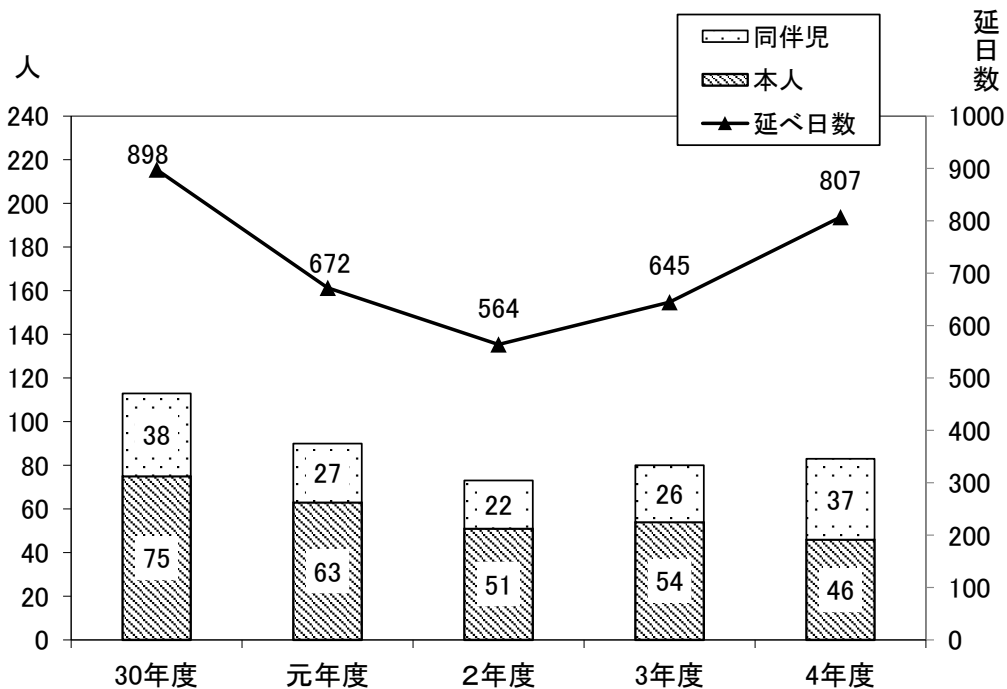
(件)

		R2年度			R3年度			R4年度		
入所者相談	面接	2,121	5,303	1,950	4,651	1,950	4,651			
	電話	1,872		1,713		1,713				
	訪問・同行等	1,310		988		988				

(2) 一時保護の状況

① 延人員及び延日数の推移

区分	R2年度						R3年度						R4年度					
	延人員			延日数			延人員			延日数			延人員			延日数		
本人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
	34	17	51	262	147	409	36	18	54	282	126	408	26	20	46	225	187	412
同伴児	22			155			26			237			37			395		
計	73			564			80			645			83			807		



令和4年度の一時保護人数は、延人員（本人）46人、一時保護延日数（本人）412日。一時保護入所理由としては、「夫等の暴力」29人（63.0%）が最も多い。年齢別保護人数では、20歳代が6人（13.0%）、30歳代が16人（34.7%）、40歳代が9人（19.5%）で、67.2%を占めている。

② 一時保護所入所理由

(件)

区分 年度	人間関係										経済関係				医療		住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	ストーカー被害	人身取引	計								
	夫等			子ども		親族			交際相手		その他の者の暴力	男女問題	家庭不和	その他	生活困窮	借金・サラ金									求職	その他	病気	妊娠・出産	精神的問題・その他			
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	夫等のその他	子どもからの暴力	子どもからのその他	親からの暴力	その他の親族の暴力	親族のその他	交際相手からの暴力																				その他		
R2年度	26		1	1	1		10			2		4							1			4		1								51
R3年度	33		1		3		7	2		2		2				1							1	1				1			54	
R4年度	29				3		6		1	1		4											2								46	

③ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	計
R2年度	8	29			3	1	10							51
R3年度	31	12			3	3	4						1	54
R4年度	6	27		1	4	3	2		2				1	46

④ 対応状況

(件)

区分 年度	女性保護施設入所	家庭復帰	縁故者引き取り	アパート等入居	就労(住宅付)	福祉事務所へ移送	入院	他県の婦人相談所へ移送	母子生活支援施設入所	その他の関係施設へ移送	その他	計	次年度へ継続
R2年度	20	9	13				1			5	2	50	1
R3年度	18	14	9	4						6		51	3
R4年度	19	15	7	2						2		45	1

⑤ 年齢別入所件数

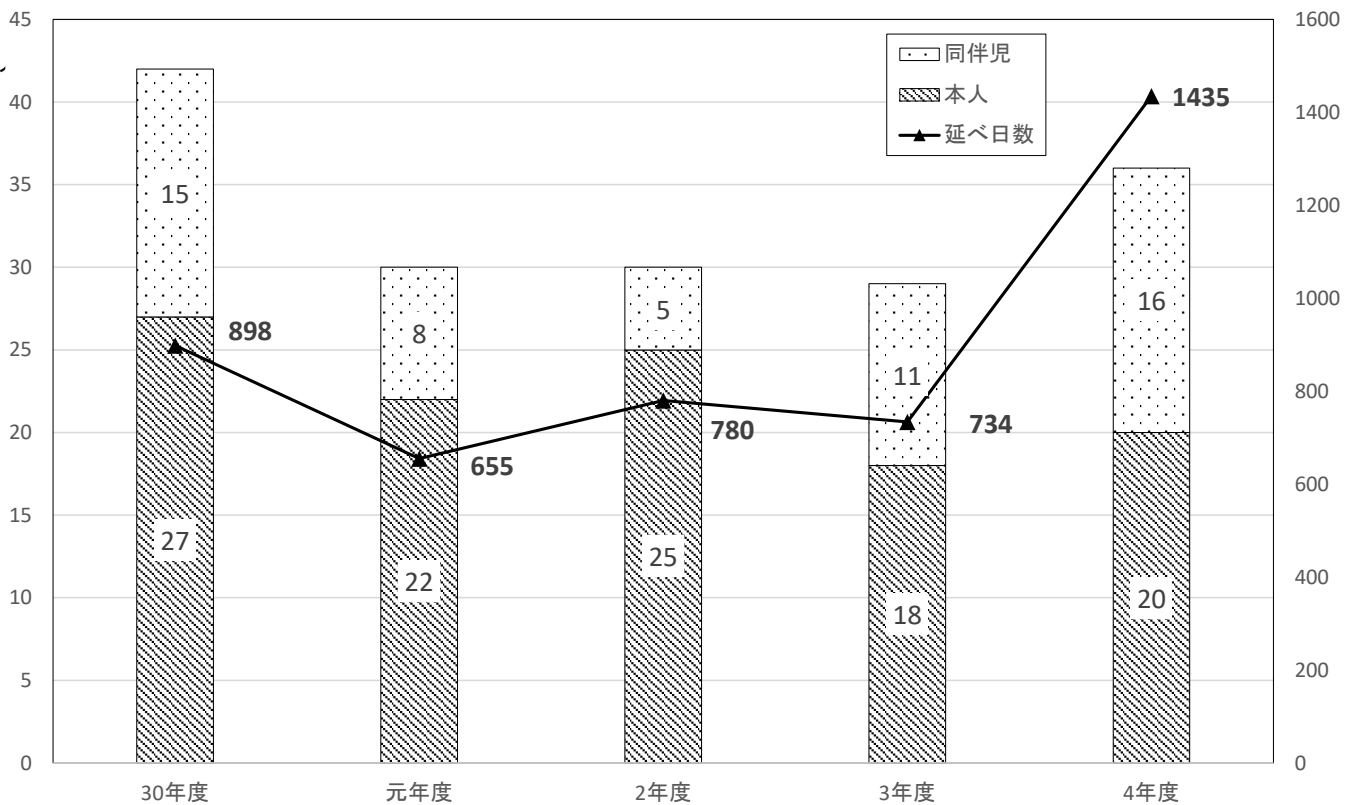
(件)

年代	18歳未満	18~20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	総計
R4年度	2	2	6	16	9	4	4	3	0	46

(3) 婦人保護施設「玉藻寮」の状況

① 実人員及び延日数の推移

区分	R2年度						R3年度						R4年度					
	実人員			延日数			実人員			延日数			実人員			延日数		
本人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
		18	7	25	576	98	674	12	6	18	266	161	427	12	8	20	427	331
同伴家族	5			106			11			307			16			677		
計	30			780			29			734			36			1435		



令和4年度の婦人保護施設「玉藻寮」入所状況については、実人員（本人）が20人、延日数は758日であった。入所期間が長期化したケースが多く、過去最大の延日数となっている。入所理由は「夫等の暴力」が12件（60.0%）で最も多い。

② 入所理由

(件)

区分 年度	人間関係								経済関係			医療 病 気	住 居 問 題	帰 住 先 な し	売 春 強 要	不 純 異 性 交 遊	妊 娠 ・ 出 産	家 庭 不 和	ス ト ー カ ー 被 害	人 身 取 引	計		
	夫等 の 暴 力	子ども の 暴 力	親族 の 暴 力		交際相手 の 暴 力		そ の 他 の 者 の 暴 力	男 女 問 題	そ の 他	生 活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金											求 職	そ の 他
	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 か ら の 暴 力	親 族 そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	交 際 相 手 そ の 他																		
R2年度	10		6			1		4							3	1					25		
R3年度	11		4					1			1				1						18		
R4年度	12		2					4							2						20		

③ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	ア パ ー ト 等 入 居	就 職 (住 宅 付)	入 院	母 子 生 活 支 援 施 設 入 所	他 の 社 会 福 祉 施 設 入 所	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
R2年度	2	2	8	2	1	2	1	6	24	1
R3年度	2	1	9	2			1	2	17	1
R4年度	2	2	10	1		1	3		19	1

④ 年齢別入所件数

(件)

年代	18歳未満	18~20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	総計
R3年度	0	1	3	8	3	3	2	0	0	20

(4) 入所利用者への心理学的援助実施状況

(件)

区 分		配偶者等からの暴力被害者		ストーカー被害		性被害		左記以外の入所者		総数
入 所 相 談	一時保護	実 人 員	20					9		29
		面 接	31	33				20	23	56
		検 査	2					3		
		グ ル ー プ								
	入所保護	実 人 員	9					8		17
		面 接	56	61				67	71	132
		検 査	5					4		
		グ ル ー プ								
	同伴児支援	実 人 員	19					1		20
		プ レ イ	53	152					2	154
		面 接	64					2		
		検 査	25							
		母 親 面 接	4							
		母 子 合 同 接 面	6							

(5) 要支援女性に対する健康教育

実施目的：退所後の健康管理及び生活の自立の為

対 象 者：一時保護及び婦人保護施設を利用された女性のうち、保健師による健康状況把握により、特に知識の習得や実践が必要と思われる人

実施方法：実施内容や対象人数により、保健師及び栄養士が個別又はグループで実施

実技指導、講話、ビデオ、その他パンフレットなどの教材を取り入れた健康教育

実施内容及び結果：

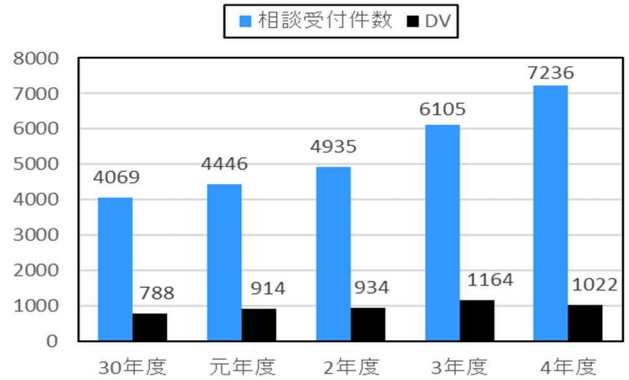
回数	内容	職種別の実施回数		保健師		栄養士	
		健康教育の実施内容		実施回数	参加延人員	実施回数	参加延人員
1	入所者に対する健康教育 (生活習慣病・妊産婦保健指導・感染症・避妊・婦人科疾患等)			1	1		
2	同伴児童に関わる健康教育 (乳幼児保健指導、離乳食アレルギー等)			2	2	1	1
3	育児指導 (授乳・沐浴)						
4	調理実習					10	13
計				3	3	11	14

6 配偶者からの暴力相談受付件数の状況

(1) 受付状況

① 年度別推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
来所	(1)189	(1)204	(2)179	(1)225	(2)189
電話	(6)570	(5)673	(9)729	(10)897	(6)791
その他	29<6>	37<15>	26<12>	42<24>	(2)42<21>
計	(7)788	(6)914	(11)934	(11)1164	(10)1022



② 年齢別受付状況

	2年度				3年度				4年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
18歳未満												
18～20歳未満	3	3		6	2	1		3	2			2
20歳代	20	73	5<1>	98	26	77	5<1>	108	(1)24	(2)79	8<5>	(3)111
30歳代	67	144	6<2>	217	63	(1)179	17<8>	(1)259	43	(2)211	8<5>	(2)262
40歳代	(1)53	(4)168	10<4>	(5)231	73	(1)212	14<12>	(1)299	(1)75	(1)171	13<2>	(2)259
50歳代	(1)21	(2)54	1<1>	(3)76	35	(2)62		(2)97	29	89	8<7>	126
60歳代	11	28	4<4>	43	(1)18	(1)108	3<3>	(2)129	9	44	1<1>	54
70歳代	2	24		26	5	20		25	5	34	1<1>	40
80歳代		3		3	2	(1)6		(1)8	1	4		5
不明	2	(3)232		(3)234	1	(4)232	3	(4)236	3	(1)157	(2)3	(3)163
計	(2)179	(9)729	26<12>	(11)934	(1)225	(10)897	42<24>	(11)1164	(2)189	(6)791	(2)42<21>	(10)1022

③ 経路別受付状況

	2年度				3年度				4年度			
	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計	来所	電話	その他	計
本人自身	(2)169	(4)426	23<9>	(6)618	(1)196	(7)540	33<22>	(8)769	(2)168	(3)435	(2)38<19>	(7)641
警察関係	1	56		57	1	(1)61		(1)62	4	65		69
法務関係		5		5		10		10		10		10
他の婦人相談所		2		2		6		6		1		1
他の婦人相談員	1	(2)81		(2)82		65		65		45		45
福祉事務所		20		20		45	1<1>	46		52		52
他の相談機関	5	(3)69	1<1>	(3)75	18	(2)73		(2)91	16	(1)91	1<1>	(1)108
社会福祉施設等		4		4		1		1	1	5		6
医療機関		9		9		3		3		11	1<1>	12
教育機関		5		5		1		1		11		11
知人・縁故者	2	35		37	7	44	4	55		(2)37	2	(2)39
その他	1	17	2<2>	20	3	48	4<1>	55		28		28
計	(2)179	(9)729	26<12>	(11)934	(1)225	(10)897	42<24>	(11)1164	(2)189	(6)791	(2)42<21>	(10)1022

④ 地域別受付状況

		高松	丸亀	坂出	善通寺	観音寺	さぬき	東かがわ	三豊	小豆	木田	香川	綾歌	仲多度	不明	県外	計
		2年度	来所	(1)109	16	(1)5	2	3	6	2	5	3	6		9	8	4
	電話	(5)277	47	(2)17	19	23	41	6	13	7	17		(1)77	25	31	(1)129	(9)729
	その他	16<9>	2	1	1		1				1<1>		2<2>		1	1	26<12>
	計	(6)402	65	(3)23	22	26	48	8	18	10	24		(1)88	33	36	(1)131	(11)934
3年度	来所	129	21	(1)8	3	0	23	6		1	7	2	12	9		4	(1)225
	電話	(3)429	(2)71	(2)18	4	21	50	12	12	22	24	6	44	30	(3)107	47	(10)897
	その他	32<23>	2	1	2	1	1<1>							2	1		42<24>
	計	(3)590	(2)94	(3)27	9	22	74	18	12	23	31	8	56	41	(3)108	51	(11)1164
4年度	来所	123	(1)12	5	(1)5	1	10	1	7	2	9		8	3		3	(2)189
	電話	(1)449	(2)36	20	(1)17	20	(1)36	8	32	14	15		34	18	75	(1)17	(6)791
	その他	(1)27<18>	1<1>			1<1>	2	2		1			1<1>	5	(1)2		(2)42<21>
	計	(3)599	(2)49	(3)25	22	22	48	11	39	17	24	0	43	26	(3)77	20	(10)1022

その他はメール、訪問等での相談を含む。①②③④の<>内はメール以外の相談 再掲、()内は妻からの暴力 再掲

(2) 保護命令

① 配偶者からの暴力に関する保護命令申立て事件の裁判所からの書面提出請求件数
(件)

区分 \ 年度	R2年度	R3年度	R4年度
来所相談ケース	2	0	1
入所相談ケース	1	1	4
その他	0	0	2
計	3	1	7

② センターが関わった保護命令の発令状況 (件)

年度	区分	保護命令発令件数					却下	取下	不明	相談総件数	合計
		内訳(重複)									
		接近本人	接近子ども	接近親族	電話	退去					
R2年度	来所	1	1	1	1			2(1)	3(1)	7(4)	
	入所	3(2)	3	3	3	2		1(1)	4(3)		
	その他										
R3年度	来所							1(1)	1(1)	4(4)	
	入所	1(1)	1		1	1(1)		1(1)	3(3)		
	その他										
R4年度	来所							1(1)	1(1)	4(4)	
	入所	2	2	2	2	2	1		2	2	
	その他										

※ () 内は、書面提出なし再掲

(3) 配偶者からの暴力による被害者の保護状況

① 一時保護所入所ケースの状況

ア 一時保護件数

区分 \ 年度	配偶者暴力被害者一時保護件数(A)(件)			総一時保護件数(B)(件)			割合((A)/(B))
	単身	母子	計	単身	母子	計	
R2年度	13	13	26	34	17	51	51%
R3年度	18	15	33	36	18	54	61%
R4年度	11	18	29	26	20	46	63%

イ 年齢別状況

(件)

区分 \ 年度	18歳未満	18~20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R2年度			10	6	5	3	2	26
R3年度			7	8	8	4	6	33
R4年度			6	11	7	2	3	29

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 \ 年度	身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	その他の暴力	計
R2年度	13	12	1		26
R3年度	27	4		2	33
R4年度	18	11			29

エ 経路別受付状況

(件)

区分 年度	本人 自身	警 察	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	教 育 関 係	知 人 縁 故 関 係	そ の 他	計
R2年度	4	12			3	1	6				26
R3年度	18	8			2	3	1			1	33
R4年度	4	17		1	4	2				1	29

オ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R2年度	14	5	1		1	1		1				1	2		26
R3年度	12	5	2			4	1			3		2	2	2	33
R4年度	18	1	1		1	2		4				1		1	29

カ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当り 平均日数
R2年度	26	184	7.1
R3年度	33	249	7.5
R4年度	29	264	9.1

キ 同伴家族のうち同伴児童の状況

〈婦人相談所一時保護所に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	DV	全数	割合	DV	全数	割合
R2年度	18	22	82%	117	155	75%
R3年度	21	26	81%	185	237	78%
R4年度	35	37	94%	380	395	96%

〈児童相談所一時保護所に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	DV	全数	割合	DV	全数	割合
2年度	3	3	100%	31	31	100%
3年度	7	7	100%	74	74	100%
4年度	9	9	100%	86	86	100%

ク 対応状況

(件)

区分 年度	入 婦 人 保 護 施 所 設	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	ア パ ー ト 入 居		施 母 子 設 生 活 支 所 援	施 他 の 社 会 福 祉 所 社	入 院	移 福 祉 事 務 送 所	就 労 (住 宅 付)	他 県 移 送	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
				公 営	民 営									
R2年度	7	7	8				1					2	25	1
R3年度	6	9	6		3							7	31	2
R4年度	11	10	5		2								28	1

② 婦人保護施設「玉藻寮」入所ケースの状況

ア 入所件数

区分 年度	配偶者暴力の被害者入所件数 (A) (件)			総入所件数 (B) (件)			割合 (A)/(B)
	単 身	母 子	計	単 身	母 子	計	
R2年度	5	5	10	18	7	25	40%
R3年度	6	5	11	12	6	18	61%
R4年度	4	8	12	12	8	20	60%

イ 年齢別状況

(件)

区分 年度	18歳未満	18~20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
R2年度			1	3	4	1	1	10
R3年度			2	4	3	1	1	11
R4年度			3	4	2	2	1	12

ウ 主な暴力の種類

(件)

区分 年度	身 体 的 暴 力	精 神 的 暴 力	性 的 暴 力	そ の 他 の 暴 力	計
R2年度	3	6	1		10
R3年度	9	2			11
R4年度	7	5			12

エ 地域別受付状況

(件)

区分 年度	高 松 市	丸 亀 市	坂 出 市	善 通 寺 市	観 音 寺 市	さ ぬ き 市	東 か が わ 市	三 豊 市	小 豆 郡	木 田 郡	香 川 郡	綾 歌 郡	仲 多 度 郡	県 外	計
R2年度	5	2			1								2		10
R3年度	8	1											1	1	11
R4年度	6	1			1	2		1						1	12

オ 入所期間の状況

区分 年度	人員	延日数	1人当たり 平均日数
R2年度	10	199	19.9
R3年度	11	285	25.9
R4年度	12	401	33.4

カ 同伴家族のうち同伴児童の状況

〈玉藻寮に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R2年度	3	5	60%	61	106	58%
R3年度	8	11	73%	274	307	89%
R4年度	16	16	100%	677	677	100%

〈児童相談所一時保護所に入所した同伴児〉

年度	人数			日数		
	D V	全数	割合	D V	全数	割合
R2年度	5	5	100%	15	15	100%
R3年度	6	6	100%	82	82	100%
R4年度	3	3	100%	140	140	100%

キ 対応状況

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	アパート入居		設 母 子 生 活 支 援 所 施	相 他 県 の 婦 人 移 送 人	入 院	就 労 (住 宅 付)	設 他 の 社 会 福 祉 施 所 施	そ の 他	計	次 年 度 に 継 続
			公 営	民 営								
R2年度	1	1	2	2	1	1				1	9	1
R3年度	1	1		6				1		1	10	1
R4年度	2	1	1	5	1			1			11	1

7 女性保護事業後援団体

香川県女性福祉促進協議会

(1) 活動状況

- ① 令和4年度 四国ブロック女性保護研究大会
愛媛県にて開催予定であったがコロナ感染拡大の状況を踏まえて2月に書面開催
- ② 研修会
内 容 「関係性とはーいかに形作られ、どのように展開するかー」
講師 高松心理オフィス
臨床心理士 黒河内 美鈴 氏
日 時 令和4年7月8日(総会と同時開催)
場 所 香川用水記念会館「多目的室」

業 務 概 要

令和 5 年度版（令和 4 年度実績）

発行 香川県子ども女性相談センター
760-0004 香川県高松市西宝町二丁目 6 番 32 号
TEL 087-862-8861 FAX 087-862-4154
E-mail kodomo@pref.kagawa.lg.jp
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/kj-soudan/kfvn.html>

香川県西部子ども相談センター
763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地
TEL 0877-24-3173 FAX 0877-58-3722
URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomo/seibu/kfvn.html>